

第4回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和2年1月16日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午後 2時40分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画(案)について

2 出席委員(26名)

委員長	須田浩和君	副委員長	栗原文隆君
委員	滑川友理君	委員	萩谷慎一君
委員	土田記代美君	委員	中庭次男君
委員	佐藤昭雄君	委員	綿引健君
委員	木本信太郎君	委員	後藤通子君
委員	田口文明君	委員	森正慶君
委員	鈴木宣子君	委員	黒木勇君
委員	高倉富士男君	委員	飯田正美君
委員	小泉康二君	委員	大津亮一君
委員	渡辺政明君	委員	袴塚孝雄君
委員	五十嵐博君	委員	小川勝夫君
委員	内藤丈男君	委員	田口米蔵君
委員	松本勝久君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(1名)

委員 田中真己君

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	武田秀君	政策企画課長	長谷川昌人君
情報政策課長	北條佳孝君		
総務部長	荒井幸君	総務部参事 兼人事課長	天野純一君

行政改革課長	熊田泰瑞君		
財務部長	園部孝雄君	税務事務所長	小川喜実君
財政課長	梅澤正樹君	収税課長	佐々木信也君
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民生活課長	小川邦明君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館整備課長	篠原芳之君
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部参事兼清掃事務所長	齋藤利光君
保健福祉部長兼福祉事務所長	大曾根明子君	保健福祉部参事兼国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	高齢福祉課長	野口奈津子君
介護保険課長	荻沼学君	保健センター所長	小林かおり君
産業経済部長	小田木健治君	産業経済部技監兼農政課長	深澤和広君
農業環境整備課長	小田博之君	農業技術センター所長	清水健司君
建設部長	渡邊雅之君		
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部技監兼住宅政策課長	木村勤君
会計管理者兼会計課長	小田木義弘君		
消防長	小泉直紀君		
上下水道事業管理者	檜山隆雄君	水道部長	伊藤俊夫君
下水道部長	白田敏範君		
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴木功君	学校保健給食課長	大和敦子君
6 事務局職員出席者			
事務局長	小嶋正徳君	事務局次長兼総務課長	関谷勇君
議事課長	永井誠一君	議事課長補佐	永井直人君
書記	嘉成将大君	書記	矢吹友鏡君

午前10時 1分 開議

○須田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第4回行財政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、田中委員が所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画（案）についてであります。本件につきましては、さきの委員会において説明を受け、次回以降、通告に基づく質疑を行うこととしたところでありま。すが、いたがいまして、今日、明日の2日間において通告順に委員ごとに質疑を行い、全ての質疑が終了した後、に総括的な御意見を伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、本日は、福島委員、袴塚委員、黒木委員、飯田委員、田口米蔵委員、中庭委員の6名に、明日は森委員、鈴木委員、萩谷委員、土田委員、小泉委員の5名に質疑を行っていただくことにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、質疑時間の確認でございますが、さきの委員会におきまして、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね30分とし、関連質疑の取り扱いは全ての通告を通しまして、各委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間とすることで決定したところでありま。すので、よろしく申し上げます。

なお、関連質疑につきましては、各通告者の質疑の後に行いますので、御承知おき願います。

また、委員会運営の効率化を図るため、重複する質疑、質問等は極力避けていただきますようよろしくお願。いいたします。

次に、御提出いただきました発言通告及び資料請求につきましては、一覧として取りまとめ、正副委員長で協議の上、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

それでは、これより通告に基づく質疑を行います。

初めに、福島委員から発言を願います。

福島委員。

○福島委員 資料は出ているんですが、この説明は一切ないということなんですね。

○須田委員長 しますか。皆さんが……

○福島委員 いや、だからどの程度をもってね、せっかく一生懸命つくって資料を出されたけれども、説明がなくてわかんないじゃないかと私は思うんですよ。いや、やれというなら始まりますよ。例えば我々のあれだ。って、約19ページにわたって、今初めて見たんですが、資料が出ているんですが。今日の通告は公の施設運営に係る民間活力活用の推進と指定管理者制度の見通についてということで、それらに関する資料が1ページから20ページまで出ているんですが、これに対しては何ら説明はしないということですか。

○須田委員長 委員会ですので皆さんにお諮りして、そのとおりで結構です。いかがいたしましょう。これだけの量なんですが、それぞれに全て説明するという形にしますかね、どうしますか。皆さんの御意見を聞きたいと思。います。

○福島委員 いや、委員長、聞きたいんだけど、一生懸命執行部が資料をつくっても、手元に出されても、20ページのものを1分で読め、5秒で読めといったって、これは委員長以外はできないと思うんです

よ。

○須田委員長 あらかじめ渡されていないということですね。

○福島委員 ええ、資料を出されて、特にこれから今日と明日11名が質問するわけですが、そういう中では皆さんがある程度了解したものでなければ、関連質疑も10分ということで先ほど言われたんですから、この資料の説明はどのようにするかお諮りを願いたいと。

○須田委員長 御意見等があれば。

ちょっと暫時休憩して協議しますので、少々お待ちください。

暫時休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 8分 再開

○須田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

福島委員からの御指摘のとおり、確かに資料が長いわけであります。それを1回で見ろというところは委員長として配慮がなかったかなといえ、私の不手際で申しわけありませんが、時間の関係等ありまして、申しわけないんですけども、その理解できない部分はそれはそれで説明いただくとして、それ以外に関しては質問に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

福島委員。

○福島委員 では、委員長の指示に従って、通告に従い、質問を順次してまいります。

まず、お手元に配付されたように、私の質問のタイトルは、公の施設運営に係る民間活力活用の推進、指定管理者制度の見通についてであります。

これらについて、ただいま20ページにわたる資料が出されました。特に質問の重点内容として第1点は、指定管理者が平成17年にこれは新しく会議録にできたわけであります。それまでは水戸市が施設を、例えば公民館でもスポーツ施設でも運営は全部やっていたと。その中で、指定管理者に係る事項があります。まずこれ、今見たんですが、2ページ、3ページ、4ページには公の施設として42施設ある。これは直営でやっているのかな。その中で、こうちょこっと今見ただけなんです、大きい意味で6ページからですか、水戸芸術館、それから国際交流センター、自転車駐車場、福祉ボランティア会館等々が全部で31施設ですか、これが指定管理者ということであります。

ですから、質問の第1点は、まず指定管理者を指定しなければならないとの分類をここに出されましたけれども、そういう中ではこの水戸市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例であります。その条例の中で、第7条、市長等は、施設の管理に係る協定を締結するときに、指定の期間に関する事項や事業計画に関する事項、そして情報公開等や、7項目にわたってあります。これは必ず議会の議決を経なければならないということであります。それは第6条であります。第6条に、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものであると、明確にこの条例にあるわけであります。そういう面からして、この分類の基本は、指定管理者にしたのと、公民館等はまだしていないところがある。これがあるわけです。特に平成17年からですが、指定管理者にしてメリット、デメリットがあるわけです。今までやっていたことがない

ものを水戸市の指定管理者にして、例えば経費が少なくなった、人員の削減になったと。そして、地域住民の負担が少なくなった。要するに、運営経費、そういうものがやる前とやってからではあるわけです。そういう今までのデータ記録があるのかどうか。去年よりもおとしよりも年々中を精査して、契約の内容を調査検討しているのかと。そういう中で、いつでも事業計画に関する事項、管理の費用に関する事項、情報公開及び個人情報、それから事業報告や業務報告に関する事項、これを全部執行部は随時指定管理者に対して出しなさいということができるわけです。

我々が一番議会として質問したい点は、今日より明日、明日よりあさってという言葉のとおり、去年よりもおとしよりも今年がよくなったと、そしてまた失敗もあるわけです。こういう点を是正しなきゃだめだ、こういう点をもっと住民のための活用とか、事業を変更してもらいたいと、そういう指摘事項が今までにあったのかどうか。それから、経費の面や何か、そういう全体でいいですが、シミュレーション、要するに水戸市独自の考え方を持っていなければ、ただいたずらに指定管理者に指定したからいいんだというわけではないと思う。指定管理者にしてこういう面がよかった、こういう面が悪かった。そういう面はどのように把握されているのか。まず、しゃべってばっかりいてもしょうがないから、答弁を聞きましょう。

○須田委員長 熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えをいたします。

指定管理者につきましては、委員御指摘のとおり、平成15年の地方自治法の改正により創設されまして、本市の公の施設のうち、市民サービスの維持向上及び管理運営経費の縮減が図れる施設として、水戸芸術館や国際交流センターを初めとする施設に制度を導入してございます。

制度の導入に当たりましては、資料請求により提出させていただきました水戸市指定管理者制度の運用基本方針に基づき検討しているところでございます。

指定管理者制度の導入により、公募施設では管理運営経費の縮減のほか、市営住宅につきましては夜間休日緊急受付による24時間対応の体制、それから自転車駐輪場及び図書館につきましては施設の利用時間の延長など、指定管理者である民間事業者からの公募時の提案によってサービスの向上が図られてございます。

また、指定管理者制度創設以前の従来の管理委託制度に基づいて施設を運営しておりました外郭団体等につきましては、こちらの指定管理者になった後、経営改善計画に基づき順次サービスの向上が図られてございます。こちらにつきましては、黒木委員さんから資料請求がございました27ページのほうに、外郭団体の経営改善計画の状況というものをまとめてございます。星印を付したものが指定管理者のサービスの向上策として具体的に向上が図られたものでございまして、こういったもので順次サービスの向上が拡大されているところでございます。

このようなことから、本市の指定管理者制度につきましては一定の成果を得ていると評価をさせていただきます。今後につきましても、行財政改革プラン2016に基づきまして、民間活力活用の検討を図る施設として進めてまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 今、答弁をいただきましたが、我々が聞いているのは、指定管理者にして経費が削減されたか、また人員の削減になったのか、効率的な運用ができたのかね。あなたは指定管理者にしてよかったと言って

いる。俺らは聞いてねえ、何を聞いてんだね、何が広がったんだか、どこが悪かったんだか、そういうのは出したことはありますか、ないですか。まず簡単に。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、経費の削減について、これまでに議会へ報告をしたことがあったかということでございますが、行財政改革の実施に基づく実施状況におきまして、毎年度議会のほうにその実施状況については御報告をさせていただいております。

その中で、これまでに報告した内容の中で自転車駐車場につきましては、平成25年度に導入したところでございますが、このときの年間の経費削減として960万円ほどの削減があったということでの御報告をさせていただいております。

また、市営住宅につきましても経費の削減というところで同様に御報告をさせていただいたところでございまして、この経費削減が年間当たり150万円ほど図られているというところでございます。

また、図書館につきましては、ちょうど改革プランの改定時期と重なったということもありまして、実施状況の中では御報告はしておりませんが、総務環境委員会におきまして資料提出がございまして、そちらのほうで図書館につきましても年間当たり1,356万円ほどの経費削減が図られたという御報告をさせていただいているところでございます。

また、こういったところは公募によって指定管理者制度を導入してございますので、これまでの直営であったところについては当然市の職員が直接関わることはなくなったというところでございまして、こういった部分でも定数の削減なども図られているところでございます。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 言われれば、資料がないからね、幾らもうかったかどうかということとはわからないけれども、やっぱり執行部の大切なことは、いかにこれからよりよくなるかという事業計画、それは執行部の考えじゃなくて、指定したところの各事業計画ですよ。そのシミュレーションをきちんと立たせることだと思っているんですよ。現実には、例えば各指定管理者制度の健全化計画とか、そういういろいろ財務諸表をきちんと明確に出させるべきじゃないかと、こう思っているんです。皆さんは時間がないから言ってもすぐは出ないでしょうけれども、例えばいろいろあるんですよ。明確にしてもらいたいのは、こういう団体はこのようによくなりましたよと。それから、これからもPFI事業がありますよと、そういうこの問題がよりよくなること。我々議会は市民の代表ですから、ただ見通し——我々が言うと、みんな指定管理者にして、そこに働いている人はじゃあどこへ行ったんだと。現実には、2,000人のペースで、嘱託員を入れると5,000人近くになっていると。人は減っていないんだよね、我々が見た感じは。例えば指定管理者にすれば、そっくりその管理業務というものは人件費が削減されるだろうと思っていたんですが、行革で質問時間が30分しかないというので、1人ずつやってもとても間に合わないけれども、我々がこうやって執行部と議会がやったと。この行革の特別委員会によって来年度以降から指定管理者等が少しでも事業計画に寄ったり、また将来計画によって経費が少なくなるよと、人件費がマイナスになるよと。それと、より市民サービスの向上という大前提で良くなっていきますよという計画をきちんとつくってもらって、非常にいいです。

○須田委員長 以上で福島委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

関連がありましたらどうぞ。

松本委員。

○松本委員 今、福島委員から質問があったのと重複はすると思うんですけども、職員は減らしている。すると、指定管理者とか外郭団体のほうは仕事をするために人員がふえているとか、問題は総体的にその人件費というのは上がっているのか下がっているのか。それで、市民に対するサービスというものが上がっているのか下がっているのか。私は私なりに肌で感じています。時の執行部はどのように見ているのか。職員だけ減らして、経費が年間何億円削減できたよということは皆さん方のほうでは言っていますよね。皆さんはトップじゃないから、それは給料をいただくほうだから、申しわけないんだけど、言い方としては。一生懸命それなりのコストでもって管理者手当までいただいて、こうやっているわけなんですけれども、総体的な水戸市の条例の中での職員の給料というものがありますね、年間の等級数によってね。それを削減をして人員を減らすわけだよ、要するにね。それで、そのかわり指定管理者に支払うお金、あるいは外郭団体に払う補助金、これは水戸市から出ているわけですから。ですから、どちらがその市民のサービスになるかというのが私は一番の問題だろうというふうに思っていますけれども、どのようにお考えですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるように、指定管理者制度の導入によって職員の人件費のほうを縮減するという中で、一方で外郭団体等においてそういった人件費、あるいは経費等の増加があるとすれば、その部分はそういった部分についてやはり当然考えなければいけないというところでございますが、基本的に……

○松本委員 簡単でいいんだ、予算がどうなのかでいいんだよ。違いはないんだから。

○熊田行政改革課長 はい。大きな部分といたしましては、具体的な数字はちょっと今手元には持ち合わせてございませんが、あくまでもトータルの人件費としましては、外郭団体及び市の職員分の人件費の総額につきましては、指定管理者制度の導入によって縮減をされている。ただ、その縮減されたものによってほかの指定管理者とは違う、公の施設の管理とは違う事業への職員の振り向けによって人件費のほうの有効活用を図っているというところでございます。

○松本委員 委員長、いいですか。

その指定管理者の人数、あるいは外郭団体の人数、それに支払われている、補助を出している総額、こういうものというのわかりますか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 申し訳ございません、今、ちょっと数字のほうは手元にご覧できません。

○松本委員 そうしたら、いいですか、委員長。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 まだ時間あるのけ。

○須田委員長 大丈夫です。

○松本委員 あるよね。

外郭団体のほうにちょっと触れたいと思うんですけども、外郭団体も要するにその勤務体制というのかな、時間の。これも外郭団体によってばらばらだと思うんです。水戸市の施設ですから、外郭団体ですから、早い話が水戸市の子会社ですから、これは統一するべきではないのかな。それによってその人件費とか残業手当とかがいろいろと変わってくるのかなというふうに、私は思っているんですけども、その辺の考え方というのはいかがでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 外郭団体の職員の処遇につきましても、やはり市の職員に準ずる部分があるかと思えます。ただ一方で、施設の性格によって、その特性によっても取り扱いなども違ってくる部分もございますので、全体を見ながらその部分を配慮していかなければいけないと考えてございます。

○須田委員長 松本委員。

○松本委員 そうしたらさ、私はやはり外郭団体のプロパー職員というのでも市の職員でも一番優先するのは、私は健康管理だと思うんです。健康を悪くして市民サービスのいい仕事はできないと思います。皆さんの中にだってストレスがたまって、やっぱり体調を崩したりするとかいう場合もあると思うんですよ。ですから、そういう意味で今、もう少しその辺の見直しというのができないものなのかというふうに私は思っているんです。何時から何時までといったって、外郭団体の場合は、例えばさ、その後そこで終わって、その後の片づけとか、明日の準備とかいろいろやって初めて帰れるわけだよね。そうすると、夜大分遅くなるというようなことになると思う。皆さん方は管理職だから夜12時まで仕事していたって、残業代はつかないからいい。だから夜中まで、要するに遅くまで電気もついている。そういう経費などもままならないだろうというふうに私は思っているの、この辺は今日答弁は出ないよね、わからないと言ったんだ、額がないからわからないんだからね。だからこれは後で委員長ね、聞いて教えてください。いいです。時間ないんだっぺの。

○須田委員長 それでは、ほかに関連はありますか。

なければ、以上で、福島委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

次に、袴塚委員から発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 通告どおり質問いたしますが、問題は、質問の本質を捉えて御答弁いただくとちょっとわかりやすいんですけども、回りくどい答弁だとちょっと私もわからなくなってしまうので、できるだけ簡素化してわかりやすくお願いしたいというふうに思っています。

それから、委員長さんをお願いしたいのは、今後この時間制限等の運用については、移動式のタイマーが、そんなに高くなく売っていますので、私のほうから質問すると前に時計がないものですから、こっちを見ながらということになる。ですから、あんまり高くないのがデジタルでありますから、それをちょっと御用意いただいて、分かりやすく運営していただくと、ほかの委員会でもお使いになれると思います。

〔「じゃ、事務局へ言えばいい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 はい。ぜひそういった御配慮をお願いして……

○須田委員長 そこら辺に関しては、代表者会議、もしくは議会運営委員会のほうで。

○袴塚委員 はい、すみません。今の発言も質問時間の中で結構でございます。

それでは、民間保育所の創設に係る定数増についてということで通告させていただきました。これらについては、これまで私も何度も申し上げてきましたように、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴って待機児童が相当ふえるのではないかなというようにお話をさせていただいて、そして公立の保育所、幼稚園の再整備をすべきだと、こういうこととお話をしているわけでございますけれども、個々の表によりますと、年間計画と年度計画として待機児童については保育所も、それから、開放学級等もゼロと、こういうふうに表示をされております。これらについては、ちょっと今の状況からしましても非常に疑問を感じているところでございます。この民間保育所等の創設による定数増というのは、これからも創設を続けていくということの意味合いもあるのか、それとも、現在の保育所において定数増を図っていくのか、そして、最終的には待機児童のゼロという計画については現在どのようにお考えをいただいているのか、この辺についてお願いをしたいと思います。

○須田委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

民間保育所の定員といたしましては、平成23年度と比較いたしまして約2,700人増の6,174人を現在確保しております。委員御指摘のとおり、無償化によりまして申し込み等もふえております。

今後の保育所の整備につきましては、今までは補助によりまして民間保育所を整備してきたんですけども、今後は老朽化している保育所につきまして定員増をお願いしながら、改築するというところで進めております。

待機児童につきましては、平成31年4月は18人ということになっておりますが、現在、令和2年度の4月の入所申し込み調整中でございますので、今の段階では全体数はちょっと申し上げられません。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 保育所等については、エリアのミスマッチとかいろんなことがあって、ゼロにするというのは非常に難しい作業なのかもわかりませんが、幸い本市においては、保育所、幼稚園が両方とも点在していると、このような関係の中で、しっかりとその運営方針を決めて、そしてお願いをしたい。そして、保育所の数においても、今、少子化という流れの中で、これから公立の保育所、幼稚園を整備することによって相当数が吸収されるというようなことになると思いますので、しっかりとその辺を見据えながら、民間保育所はやぶさかにふやせばいいんだと、こういうふうなお考えについては慎重にお考えいただいたほうがよしいのかなという御意見だけ申し上げて、この件については終わりにいたします。

それから、先ほど申しましたように、幼稚園、保育所の適正化ということでお話をさせていただきましたけれども、この幼稚園、保育所の規模というのは現在、先生がどうしても集まらない、開設をしても定数いっぱいまで行かないと、こういうふうな状況を抱えておるわけでありましてけれども、今後のその保育所にかかわる先生の状況とか、そういうものを勘案したときに、適正規模というのはどの程度を考えておられるのか、ちょっとお伺いをさせていただきたいんですが。

○須田委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

幼稚園、保育所の適正規模でございますが、水戸市内につきましては公立保育所13園、幼稚園が19園、そして、民間の認定こども園を含む幼稚園と幼稚園型認定こども園が合わせて13カ所、また私立幼稚園が4カ所、小規模なども含めると、幼児教育施設は茨城大学の附属幼稚園も含めまして、全体で121園ほどあります。市内全般にわたって点在をしておりますが、ただ少子化の問題もございまして、やはり入るところと入らないところがございます。ただいま水戸市内の公立の幼稚園の再編計画、こちらのほうに手を入れております。この中で地域性など、または公立の役割などをよく勘案しながら、適正配置について進めていきたいと考えています。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

ちょっと心配しているのは、この水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画（案）の13ページを見ますと、保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進ということで、施策をこれからもずっとこのまま続けていくというような読み方ができる状況がございますね。これらについては、やはりもう幼稚園、保育所という区割りをなくして、私が前から皆様に申し上げているわけでありましてけれども、もう既に認定こども園化してやはり柔軟性を図っていくべきだと、こういうふうなことを申し上げてきているわけでありまして。それがこの行革プランによりますと、どうもこのまま続けていくような考え方がおありになるのかなというふうに思いますので、改めてその辺についてのお考えをちょっとお聞かせをいただきたい。

○須田委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

ただいま進めております再編計画の中で、公立幼稚園の認定こども園化も進めるとともに、集約化していくところ、そういったものも進めておりますので、このままずっと同じような形で幼稚園、保育所を運営していくというものではございませんので、その辺は集約化をしながら効率的な運営に努めてまいります。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

これについてはもう課長さんはおわかりだというふうに思いますけれども、これだけの数の幼稚園、保育所をやっているという行政はなかなか少ないわけでありまして。それともう一つは、幼稚園、保育所という壁を乗り越えて、やっぱり今柔軟性のある認定こども園化と、こういうことが主流だというふうに思っています。ぜひそういったお考えの中で整備をしていただきたい。

それから、つけ加えておきますけれども、公立保育所においても先生の数が不足しているためにいわゆる定数までお預かりできないと、こういうふうな保育所が出ていることも事実であります。他市においては、よく皆さん方にお聞きしますと、他市の例、他市の例と、こういうふうにお答えになるわけでありましてけれども、他市の例を引いても、やはり保育所の先生を集めるということについてはもうちょっと踏み込んだ施策をしていかないとなかなか難しいのではないかと。つくば市なんかについては——水戸市は長年お勤めしていない方が復帰した場合には10万円支給し、やめたら返してくださいねということですね。2年間勤められなければ返してくださいよということ。そして、水戸市に勤めることが決まった新卒の方については祝い金を払うと、こういうようなことでもございますけれども、そういったことではなくて、ほかの施設と同じ

ように、やっぱり単市独自で補助事業をしていると。毎月ですね。そういうところもあるわけでございますので、その辺についてはこの事情をしっかりと把握しながら予算の確保に努めていただきたいという意見だけ申し上げさせていただきます。

それから次に、11ページの中で、先ほども福島委員さん、松本委員さんからもお話が出ましたように、組織、職員定数及び施設の適正化と適正管理ということでちょっと私も質問の中に入れてさせていただきました。

先ほど来からお話がありますように、働き方改革等によってこれから働き方が変わって、そして職員のその身分といいますか、こういったものも変わっていきますよというふうなことがございます。そして来年度からは会計年度任用職員制度になって、いわゆるこれまでお勤めいただいた臨時職員とか嘱託員とか、そういう部分が一元化されると、このようなことで理解をしているわけでありますけれども、まずその理解でよろしいのかどうかだけを。

○須田委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでも嘱託員として任用されていた方につきましては、復職非常勤職員の任用が厳格化されまして、本市におきましては産業医とか学校医などの医師免許等資格を持った一部の嘱託員はそのまま引き続き特別職の非常勤職員として任用されますけれども、それ以外の嘱託員のほとんどが会計年度任用職員として、新たに職として設定をされるところでございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これにつきましては、今回、中核市移行の中で保健所が移管されるとか、そういうところの先生方の採用については、従来どおり長期間採用ということも可能だけれども、一般職に当たっては年度ごとに変っていくというようなことで理解でよろしいですか。首を振っているから、そうだと思います。

そこで問題なのは、これまで10年間という嘱託制度がございました。そして8年たっている方、9年たっている方、10年目を迎える方、こういう方がおいでになるわけでありますけれども、年齢が若く、熟練されていると、こういった中については、そういったこれまで積み上げてきたノウハウを提供していただくということが市民サービス、福祉の向上につながるのではないかというふうに思っていますが、これらの方についての考え方は新たにこの会計年度任用職員ということになりますので、新たに今年度からスタートする、もしくは4月からスタートする、こういう考え方でよろしいでしょうか。

○須田委員長 天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えします。

会計年度任用職員制度につきましては新たに設置されるものですから、新たな制度ということでスタートという形になります。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

そういったことの中で、しっかりとこれまでおやりになって蓄積したノウハウを市民の生活のために提供していただく、こういうことをしていただければ大変ありがたいというふうに思っています。

それと、もう一つでございますけれども、特定時間、特定事業について、部署に対して人員体制の強化を図る、こういうふうなことになっていて、応援体制のルールの明確化が必要であると、こういうようなことが言われて、ここに書いてありまして、そして1番下段には目指すべき成果として、市民にわかりやすい、簡素で機能的な組織・機構の運営をうたっています。これは字に書くと大変簡単で、すぐできることだというふうに思うんですが、これまで何度も質問してきました。例えば3月の後半から4月にわたっては異動が非常に多くなりますよね。この中で市民は本当に提供する何もない中で税金を払っていただいているんですから、市役所というのは最大のサービス事業であって、こんな効率のいいサービス業はないんですよ。一般的には、物を売る、物を提供してお金をいただく。ところが、御苦労さまもいらっしゃいませもないのに金を取っているのは市役所とか公共団体だけです。そういう感覚の中で、お客様を待たせるということについてどう考えるのかというところが一番サービス業の基本だと思う。ここで応援体制をとりますよ、ルール化しますよ、これは何年も言われていること、何年も。今始まったことではないんです。私が議員になってからはずっともう、二十数年間質問しています。これがいまだに至っていないという中で、このルール化を目指しますというのはどういうルールを目指して、どのように推進をしていこうと思っておられるのかお伺いします。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えをいたします。

部を超えた職員の応援につきましては、現在でも水戸黄門漫遊マラソン、あるいはまちなかフェスティバルなどの大規模イベントや選挙の投開票事務における職員の全庁的な動員のほか、市民税課の申告手続事務における応援などが実施されてございます。

各所属における職員定数につきましては、通年の事務事業を基準として配置を行っておりますので、こうした一時的な業務増加に対応するための人員の確保に当たりましては、やはり部を超えた職員の応援が非常に有効であると考えてございます。このため、今後これまでのルールが明確でなかった部を超えた職員の応援について、庁内手続を明確にして使いやすい制度とすることによって、特定の時期に業務が大幅に増加する部署における体制の強化とか、あるいは職員負担の軽減を図っていきたいと考えてございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから、今の考え方というのは従来の考え方が踏襲されているだけだと思うんだよね。ここではルール化しますよということを行っているわけよ。そうすると、申し訳ないけれども、ちょっと特例を出させて、言わせてもらおうと、総務、財政というのは極端な言い方をすれば、財政の積み上げが終わればおおむね仕事は軽くなると思う。これを会社で考えればそうなんです。そうすると、例えばそこである程度の時間があいた方がおいでになると、それは総務と財政だけの問題じゃないですよ。いろんなところで予算の積み上げに3月末までは年度が今まで忙しいと。だから先ほども出ました夜の10時、11時まで電気がついて大変、俺はそんな時間ねえよということかもわからない。しかし、その時期に市民はここに来て異動手続をしたり、こちらに入ってきていただいたり、そういうことをしなくちゃならない。そういうときに、やっぱりしっかり対応してあげてくださいね。そして、せめて来た人には笑顔で御苦労さまですぐらい言ってほしいよ。市役所の職員の人から御苦労さまなんて言われたことは全くない。

〔「遊びに来たんだって言われるよ」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 行ったら忙しいふりしてみんな下向かれちゃう。これが現状なんだよ。だから、職員教育は何をやっているんだと言いたいこともあるんだけれども、実際にそういうことを明確化するというのであれば、どんな明確化をするのか。これはいつごろまでに出来ますか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 今回の後期実施計画の案にお示しさせていただきましたとおり、令和2年度にルールの整理ということで、部課超えの実施については計画上位置づけてございますので、来年度に庁内応援のルールについてまとめていきたいと考えてございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、4月からそういう体制ができるということですね。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 説明が不足して申し訳ございませんでした。令和2年度中にはこのルールの明確化を図っていききたいというところでございます。

○袴塚委員 そうすると、新たなスタートは令和3年度ということだね。それでいいです。

それから、職員定数の適正化ですが、先ほど先輩議員から話が出ました。要は、市役所の職員定数を減らすよ減らすよということで減ってきたり、それから1局係がふえたり、こう曲折があります。この中で、市役所の職員定数を減らすと、仕事なくなっているわけじゃないので、どこかが減るんですよ。で、ふえなきゃおかしいので。それが今度は会計年度任用職員の職員定数の増につながったりね。これはある程度もう固定的に仕事をしている人がずっといるわけよ。いや、職員じゃないのかと思うようにちゃんと出てきて、仕事をしている人がいるわけ。やっぱりその辺は減らすだけが行革じゃないと思う、減らすだけが。必要ならばふやす、必要じゃないから減らす、このめり張りが何かいつもないんだよ、本市の行革は。この辺について、しっかりと考え方を持っていたいただきたいと思うんですが、これについてはどう考えていただけるのか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの委員の御質問にお答をいたします。

確かに委員がおっしゃるとおり、以前の行革では職員定数の削減というのが一つの課題のような取り扱いをしていたことは事実でございますが、現在の、また今回お示した後期実施計画の職員定数の考え方につきましては、あくまでも職員定数の適正化というところでございまして、やはり事業の多いところ、事務量の多いところについては当然職員の増員を図っていききたいというところでございますので、職員はもちろん限られた人材でございますので、そうした職員の数について有効に活用できるようにということで、単純に減員ありきではないということで進めてまいりたいと考えてございます。

〔「そうやってなきゃだめだっぺ」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 そうすると、定数がふえたり減ったりするということを言っているの、今。それでいいんですね、その考えね。職員定数だけ決めといて、井戸の中にかき回しているということではないということではないんだね、理解はね。分かりました。じゃ、それでしっかりやってください。

それから、民間活力等の推進についてということで、植物公園、それから保育所等についても民間活力活用が言われているところでありますし、また植物公園等については、ある程度しっかりした運営をしていくという流れの中で、独特の技術の推進とか、そういうことをしていかなければいけないのではないかとこのように思っていますが、植物公園のその民間活力の導入等についてはどのように考えているのか。

それから、昔、公園協会とスポーツ振興協会のその何て言うんですか、これは植物公園のほうじゃなくて、スポーツ振興協会と公園協会だけか、統廃合で活力を高めて、そして仕事もがががやっついこうみたいな話があったんですけども、その話というのは立ち消えになっちゃっているのか、それとも続いているのか。そのちょっと2点だけ。すみません、よろしくお願いします。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 外郭団体の統合についてでございますが、あくまでも今回外郭団体の改革というところで、実施計画のほうの中で言いますと31ページですね、外郭団体の財務体質・執行体制の改善というところでございまして、この中で具体的な、先ほど外郭団体の団体名も挙げられましたが、まずそもそも今回の後期実施計画の中ではそれぞれの外郭団体の今後のあり方を、まず将来像をきちんと考えるべきであろうというところで、そうした部分を整理した上で、その中の検討の結果として統合という可能性もあります。そういった方向性が出るまでは、そういった統合というものもあるのでしょうか、あくまでもまずは第一段階として外郭団体として今後どうあるべきか、そういったものを検討してまいりたいという考えでございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、今、外郭団体がどうあるべきかとか、どうのこうのという話は、前の統廃合が出たときもやったんだよ。それで、こことここが一緒になれば効率がいいんじゃないかとか、それで人事交流も含めてやったよね、3グループか4グループ。やっていますよね。そのときも今と同じようなことを言っているんだよ。繰り返すのが行政かも分からないけれども、こんなものは繰り返してもらっちゃ困っちゃう。やっぱり一つ一つ結論は出していくということが市民サービスの福祉の向上につながるわけだから、やっぱりこういうことでやったんだけど、ここに問題点があったのでちょっと時間をかけてここを修正しますね、その後も再度やりますよ、こういうふうな流れをきちっとつくりないと、外郭団体なんかみんなそれぞれ権益を持ってやっているわけだから、改革なんかできるわけないよ。まあしっかりそれでやってください。

それから、答弁は用意したのをちょっと言ってもらって結構。

○須田委員長 清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの袴塚委員の民間活力活用の推進としまして、植物公園についての御質問にお答えいたします。

植物公園につきましては、これまでも行財政改革を進める中で、民間活力活用の推進を図ってきたところでございます。植物公園につきましては、平成29年度に策定いたしました水戸市植物公園リニューアル基本構想・基本計画に基づき、方向性といたしましては、1点目に水戸の植物文化を十分に活用した特色のあるテーマを持った植物展示、2点目に子どもたちが興味を持って植物や環境を学べる仕掛けづくりに取り組

むという方針の下、新たな魅力を持つ植物公園のリニューアルに取り組んでいるところでございます。

指定管理者制度につきましても検討を進めてきた経緯がございますが、園芸指導センターとの一体的な施設でございまして、この老朽化が進む中で指定管理による効果は限定的であることなどから、これまでは導入を見送ることにしたものでございます。令和2年からは植物公園を都市計画部に移管し、園芸指導センターの機能につきましては分離し、第1期リニューアルも完成することから、指定管理者制度や管理業務の一部委託、さらには、官民共同事業の推進等も含め、民間活力活用により効率的かつ効果的なサービスが提供できる仕組みづくりの検討を進めてまいりたいと思います。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 植物公園というのは、水戸市の植物文化というか、緑の文化、こういったものの発祥であるし、園芸指導センターの役割というのはやっぱり大きいと思うんですよね。ですから、民間委託ということについては、ある程度の施設の維持管理とか、それは民間委託でもいいのかもわからないけれども、基本的にあの公園を生かすか生かさないかというのはやっぱりしっかりとした考え方、それともう一つは予算ですよ。植物は予算をかけなきゃ落っこちてしまいますから、死んじゃいますから、だからそういうことをしっかり考えながら、その民間活力の導入については考えていただきたい。

最後5分になりましたのでちょっと急ぎ足で行きますけれども、新市民会館については、指定管理者制度について、今まで提供されていなかったわけですが、これらについてはどんなふうにお考えいただいているのか。

○須田委員長 篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新市民会館につきましては、指定管理者を導入して、民間のノウハウですとか、経費削減を図ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、きちんと特別委員会のほうに指定に向けたさまざまな報告等をさせていただき、御審議をいただきながら、指定管理者の指定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 新市民会館については座席数は3,000席がいいのかどうかいろんな論議をして、そして今回も完成時期がおくれるというようなことがございます。つくるまでは誰でもできるわけですよ。つくった後の利用で、どんなふうにするかということによって、この市民会館にかけた予算が生きた予算だったのか、いや、もともとと言われたように、おかしいんじゃないのという予算なのか、ここの分岐点はありますから、しっかりと指定管理者については吟味して、そして活力ある運用ができるような、そういう考え方の中で決まりと基準をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから次に、社会保障制度の適正な運営ということで、ジェネリック及び特定健診についてと、それから介護認定・ケアプランの適正化について。

ジェネリック医薬品等については、かねてからこれまでジェネリック医薬品を使って医療費の削減をすべきだと、いろんなことを言われておりました。こういった中で今回新たな目標として、ジェネリック医薬品の活用について後期実施計画で触れていただいたわけですが、現状はどうなっているのか、そして、

目指すべきその80%というものについての可能性というかね、やり方、こういったものについてどうなっているのかお伺いをさせていただきたい。

○須田委員長 川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 社会保障制度の適正な運営のうち、ジェネリック医薬品についての御質問にお答えいたします。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に先発医薬品と品質、有効、安全性等が同等であるものとして厚生労働大臣が承認した医薬品でございます。

薬価が低いことから、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資することとされております。このため国は、平成25年4月に後発医薬品のさらなる使用促進を図るためのロードマップを作成いたしました。この中でジェネリック医薬品の安定供給、品質に対する信頼性の確保、情報提供など、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組むべき内容が明記されてございます。本市といたしましては、このロードマップの規定に従いまして、先発医薬品を利用いただいている方にジェネリック医薬品利用差額通知と普及啓発のためのリーフレットをお送りしているほか、全ての被保険者に被保険者証を交付する際にジェネリック医薬品希望シールを配布し、ジェネリック医薬品の利用促進に努めているところでございます。

これらの取り組みの結果といたしまして、本市のジェネリック医薬品利用率は、平成26年度が55.2%でございましたけれども、平成27年度には59.4%、平成28年度には65.1%、平成29年度には69.4%と順調に推移し、平成30年度には73.3%に向上しているところでございます。

また、本市のジェネリック医薬品に切りかえた割合の目標につきましては、国が、経済財政運営と改革の基本方針2017において定めた割合と同じ80%としているところでございます。この目標達成に向けた取り組みといたしましては、これまでの取り組みが一定の成果を収めているところから、引き続き、被保険者に対しましてジェネリック医薬品への理解の促進と利用に対するメリット等の周知を図り、一層の利用率向上に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○須田委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

続いて特定健診なんですけれども、現在、平成30年度の数字が26.7%、そして目標とすべき数字が令和4年度52%、令和5年度60%というかなり高い目標を立てておられますけれども、これらについてはどのように推進していかれる予定なのか、そして、この数字についての説明等があればお聞かせを願いたい。

○須田委員長 おおむね30分ということですので、そろそろ。

○袴塚委員 はい。

○須田委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの袴塚委員の御質問の特定健診についてお答えいたします。

本市の特定健診の受診率につきましては、お手元の資料では平成30年度は26.7%となっておりますが、こちらは推計値でございまして、確定値のほうは28.7%と、前年度より1.8ポイント上昇しております。

これまで特定健診の受診率向上を図るために、土日や夜間診療の実施による受診機会の拡大など、受診環境の整備等を進めているほか、特定健診の未受診の理由として一番多いものが医療機関に通院中のためであることから、水戸市医師会と連携し、かかりつけ医から治療中の検査結果の情報提供を受ける事業を実施しております。

また、特定健診を受けることの重要性につきまして「広報みと」などに特集記事を掲載し、生活習慣病の危険性や健診について、早期発見、早期治療につながった方の体験談や、特定健診を受診している人と受診していない人の医療費に差が出ることなどについてわかりやすく周知し、市民への知識の普及と受診勧奨に取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度からの新たな取り組みといたしまして、モデル地区を選定いたしまして保健師による健診未受診者への個別訪問を行いまして、健診の重要性を説明するなど顔の見える関係で受診勧奨を行っております。

今後はこの取り組みにつきまして検証しながら全市的に拡充し、さらなる受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

○須田委員長 時間ですので、最後の質問でお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 今のジェネリック医薬品、それから特定健診については、国民健康保険の安定運営のためには不可欠という事業でございますので、しっかり推移を見守っていただきたい。

それから、時間でありますから介護についての質問は割愛させていただきますけれども、いずれにしましても、この介護認定・ケアプランの適正というのは大事な事業でございます。しっかりと運営していただくようお願いして、時間が来ましたので終わりにします。ありがとうございました。

○須田委員長 それでは、ただいまの件について、関連質疑があればお願いいたします。

ないですね。

以上で、袴塚委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

次に、黒木委員から発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、職員定数の適正管理という部分で、まず令和2年度から導入する一般職の会計年度任用職員の活用につきまして、これはいただいた行財政改革プラン2016後期実施計画（案）の12ページに出ておる内容ですけれども、地方公務員法の改正に伴いまして、またこの要因となりました同一労働同一賃金という考え方に基づいて、こういう法律ができた部分でありますけれども、この基本的な考え方、令和2年度からの実施の考え方について、まず説明いただきたい。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

令和2年度から導入の会計年度任用職員制度につきましては、従来の嘱託員と同様、正職員の補助的な業務や期間が限定的な業務等に従事するというところで進めてまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 いただいた請求資料の21ページに、現在の嘱託員と臨時職員の職員数の推移を数値でいただいておりますけれども、令和元年度の嘱託員と臨時職員の方の数が1,267名と、平成27年から年次的に増加傾向にあったというのが数字で見取れます。これに対しまして、令和2年度の会計年度任用職員の数というのは、これと同数という見方でよろしいのか、それとも大きく減っていくのか、その考え方をお示しいただきたい。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、来年度の定数の削減作業をしているところでございますが、現行の嘱託員、臨時職員のうち、産業医とか学校医といった方は、引き続き特別職の非常勤職員として任用されますが、そういった方を除き、大部分は今回会計年度任用職員として新たに設定される職のほうに移行しますので、基本的に職員数の大幅な増減は見込んでいないということで考えてございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 次に、通告の1の(2)の技能労務職員業務についてということで、これも請求資料の21ページに人数を出していただいております。

ちょっとわからなかった部分はあったんですが、教育部で平成27年度106人が令和元年度68人と減っているんですけれども、これはどういった職種に当たるのかちょっと説明をいただきたい。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 学校給食調理員の委託を進めていますので、そういった関係が大きな要因かと思いません。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

1つ懸念する部分で、今回通告させていただいたんですが、建設部、また都市計画部、水道部、下水道部の、要は図面を見られる、昔は職員の方が図面を引っ張って、そこで線を引いていたという時代があったんですけれども、今は民間業者に委託して、そういう部分を担っていただいているという状況の中で、この図面等を見られる職員、委託したけれどもこの図面が適正なのかと、またそれに対する金額が適正なのかと、見極められる職員が減っていくということを非常に懸念している部分でもありますが、この部分の考え方、こういう方の技能職員の方々も見直しという形で減っていく方向に行ってしまうのか、それともその技能を維持させていくという考えなのかお伺いいたします。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

技能労務職というのは、運転技術員とか清掃員、給食調理員、あるいは道路維持補修業務などのような、そういった職の方が該当いたします。ただいま御指摘いただいた職、工事等の設計、あるいは金額の積算などにつきましては、いわゆる土木建築等技術職といったところに該当しまして、そうした方につきましては行政職として今後も引き続き市職員が担ってまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 では、私が懸念していた部分はないということで今お答えいただきましたので、しっかりとその部分は維持していただきたいと思いますというふうに考えます。

2点目になります。公共施設等の適正管理につきまして、就学前児童の適切な保育・教育環境の整備についてお伺いいたします。

これはいただいた請求資料を見させていただきますと、23ページ、特に幼稚園の児童数が平成31年度は大分減ってきておりまして、五軒幼稚園では6名の園児に対して2人の職員、また、妻里幼稚園では13名の園児に対して2人の職員と、行革プラン後期実施計画（案）を見させていただきますと、適切な保育・教育環境を整備するということが位置づけられておりますけれども、こういう幼稚園に関しましてはこのまま維持していこうというお考えなのか、または別な考え方があるのか。令和2年度が間もなくスタートしますけれども、その辺は固まっているかと思うんですが、お聞かせいただきたいと思います。

○須田委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

幼稚園につきましては、幼児教育・保育の無償化の影響もありまして、来年度、2園において入園希望者がいないなどの園児数の減少が見込まれまして、定数に対する予測は30%を下回る見込みでございます。また、4歳、5歳を合同で保育する複式学級となる園も増加する見込みでございます。そのような観点で、集団保育による学びや効率的な施設運営に支障を来している状況が顕著にあらわれておりますことから、今年度早急に幼稚園の再編計画を策定しているところでございます。その中で、先ほど申し上げたとおり、集約するところ、そして、認定こども園として移行するところ、そういったところを見据えて幼稚園の再編計画を立ててまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 あくまでもこれは就学前の児童に対する適切な保育・教育環境の整備と、その部分をしっかりと念頭に入れていただいての策定をお願いしたいというふうに思います。

次に、ICTの活用につきまして、ICT活用の取り組みについてお伺いいたします。

請求資料でもこれもいただいておりまして、資料の25ページに詳しく入れていただきました。現在の取り組みということで、AI活用実証実験を平成30年から実施されていると。また、RPAに関しましても令和元年5月から実施されていると。まずこの2つの実施事業につきまして、現在どのような状況まで進んでいるのかお伺いいたします。

○須田委員長 北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

AI、いわゆる人工知能の活用につきましては、表の一番上のところでございますけれども、財務事務の効率化と適正な業務の執行を目的に、民間企業と共同で財務会計の膨大なデータをAIが分析することにより、職員が伝票を作成する時間を削減する、また入力ミスをなくす、そういったことを目指して研究を進めております。

2番目のRPA、こちらはロボットによるデータの自動入力、そういったものをやるものでございますが、

税や福祉，そういった関連の入力業務で，今年度テスト運用を行っております。費用対効果等について検証を今進めているところでございまして，その結果，データ入力業務において事務作業時間の削減が確認できている，そういった状況でございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 この部分は，これまでの取り組みで実施していただいておりますので，しっかりと進めていただきまして，セキュリティー面に関しても万全を期していただきながら，実用化に向けて進めていただきたいというふうに思います。

次に，個人番号カードの交付率向上と利用サービスの追加につきましては，年度計画におきまして平成30年度12.4%ということを示されております。目標値に対しましてなかなか交付率が上がってこないという状況はいかなものかなど。決算特別委員会におきまして，予算づけはかなりされているんですけども，利用できずに処分されているという状況を見まして，これから交付率向上に向けた取り組みをどのようにされていくのかお伺いいたします。

○須田委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えをさせていただきます。

個人番号カードの交付率向上と利用サービスの追加ということでございますが，先ほど委員からもございましたが，最新のマイナンバーカードの交付率は12月31日現在，14.2%ということでございまして，これは茨城県が14.3%，全国平均が14.8%ということで，全国平均，県平均とほぼ同率となっております。

今後の交付促進ということでございますが，国のほうでは来年度，令和2年度からマイナンバーカードを活用したポイント還元による消費活性化策の実施であったり，健康保険証への活用ということが予定されておりまして，それによって交付率の向上が期待されているところでございます。

本市におきましても，図書館の利用カードに活用できるのか，また，さまざまなカードを集約する，そういったことに使えるのか，引き続き検討を進めていく予定でございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 私も，私の子どもも持っておりますけれども，水戸市においてもさまざまな形で，今言われたように使えるとか，そういう具体的な方向性で，ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に，事務事業の民間活力活用の推進につきまして，民間活力活用の検討を図る事務事業につきまして質問をさせていただきます。

この中で示されていますのが窓口業務に民間活力を入れていこうと，また，ごみ収集，道路維持補修，学校給食調理業務，開放学級事業，債権回収業務と多岐に及んでおりますけれども，窓口業務に関しましては，民間活力というのは具体的にどういう部分の窓口業務を考えられているのかお伺いします。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 窓口業務につきましては，地方公共団体が業務改革を推進する上での指針として，平成27年8月に総務省において，地方行政サービス改革の推進に関する留意事項というもの策定しておりまして，その中で民間委託の検討対象となっておりますことから位置づけたものでございます。具体的にど

ういった窓口が対象となるか、あるいはそういった効果があるかといったことについては今後検証してまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 開放学級事業でありますけれども、なかなかこの支援員さんが集まらないというような状況の中で、梅が丘小ですか、開放学級を民間委託したということでありまして、これは今後、令和2年度以降どういう考え方で進めていくのかお伺いいたします。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 開放学級についてでございますが、今年度民間活力活用のモデル事業として、梅が丘小学校で開放学級及び放課後子ども教室の運営を民間事業者に委託してございます。来年度以降ですが、支援員の安定した確保などが見込まれましたので、モデル事業の成果等を踏まえて、委託対象校を年次的に掲げてまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 債権回収業務につきましては、茨城県のほうの委託を上回っている状況ですけれども、これに関しましては、年間の契約の金額、件数が確定しているもので、それ以上は委託できないという認識なんですけれども、この部分に関しましては現状維持の予算で行くのか、削減していくのか、ふやしていくか、その方向性についてお伺いいたします。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今委員が御指摘したものは茨城租税債権管理機構の関係かと思えます。後期実施計画のほうで上げました債権回収業務についてでございますが、こちらは税ということではなくて、収納とかといったところが想定されますが、滞納で困難事案となっている未収債権の回収について、知識、経験の豊富な弁護士等に委託を検討するものでございます。

具体的には、市営住宅の滞納家賃等に対する法的な手続などを行っているところですが、こういった部分の専門性の部分については職員の事務負担軽減などが図られるんじゃないかということで、検討するものでございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 検討していくということは、まだ実施はしていない段階で、これからやるかやらないかを考えるということよろしいんですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 はい、効果を含めて今後検討していくというところでございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 次に、外郭団体の財務体質・執行体制の改善につきまして、お伺いさせていただきます。

先ほども外郭団体の質問が出ておりましたけれども、私のほうからは具体的になるんですが、水戸市シルバー人材センターにおきまして、人的管理の部分なんですけれども、例えば庭の管理で木の枝を剪定するという方がいらっちゃって、これは専門技能になるんですけれども、もう何年もやっていて、もともとそうい

う業務に携わっていて剪定できる方もいらっしゃるれば、登録して今回派遣されるまだ経験のない方もいらっしゃるというふうに聞きます。でもこの方々の時給は一緒というふうに認識しているんですが、こういう作業する職員の方々の管理体制、人件費、こういう部分はどのような考え方がお伺いいたします。

○須田委員長 黒木委員、人件費について、そういう専門職も同じ経費でやるということでしょうか。

○黒木委員 じゃ、この聞き方を変えますと、シルバー人材センターで働く方々、高齢者の方々が登録して作業をしますという方々はどんな仕事をして、何をやっても1時間幾らで固定でよろしいのか、それとも作業により時間給与が分かれていますよというのか、その部分を教えていただきたい。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問でございますが、シルバー人材センターの共通の賃金等につきましては、団体の中で決定しているというところでありまして、こちらでなかなかそこまで関知していないというところではございますが、いずれにしても担当の所管課と教育体制の中で決定されていくものだと考えております。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 行革プラン後期実施計画（案）を見させていただきますと、外郭団体の経営改善計画の進行管理は所管課のチェックにとどまってきたことから、新たな観点や、より専門的な視点により評価を行う必要があるというふうに現状と課題が書かれておりますが、これは中身までは行政改革課ではタッチしない、あくまでも担当課の問題であると、今話を聞いていると受け止められるんですけども、ここに書いてある現状と課題はどのような考えでいらっしゃるんですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 こちらの計画のほうで掲げてございます外郭団体、統括的な部分になりますけれども、これまでにいろいろと外郭団体の経営状況の確認、あるいは経営改善計画の進捗状況のチェックについては所管課において毎年度確認してきたところがございます。ただ、こういった部分については、内部的な視点だけではなくて、外郭団体の専門員の組織がございますので、そうした部分を使って外部的な視点を今後入れることによって、こういった今後の外郭団体全体の経営上の拡大ということで、今回計画の中に入れさせていただいたということがございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 もうちょっといろいろ聞きたいことがあったんですけども、今の話を聞いていると、聞いても答弁いただけないのかという感じになりました。やっぱり行革プラン後期実施計画（案）で、外郭団体の財務体質・執行体制の改善と掲げている以上は、担当課に任せていますというのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに今、すみません、感じました。これだと、ここにうたっている、ちょっと繰り返しになって申しわけないんですが、外郭団体の経営改善計画の進行管理は所管課のチェックにとどまってきたことから、担当課で終わっちゃっていたから、これからは新たな観点、より専門的な視点により評価を行う、この評価を行うのも外部の方というのはちょっと違うんじゃないかなというふうに、今、申しわけないんですけども感じました。しっかりと行政改革課で管理するのか、報告を受けるのか、この部分。外郭団体はすごくチェックがきかない、私の経験だけで申しわけないんですが、きかない部分が非常に多くなってきて

いると感じます。

〔「そうだよな。悪くなった」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員 その部分に関しては、行革プラン後期実施計画（案）の中でこれだけうたっているのであれば、中身の部分、基本的な部分ぐらいはしっかり把握していただきたい、管理していただきたいということであり、その上で通告していますので、経営の健全化、運営に係る経費の削減、運営の活性化について、個別的な質問しませんので、この3項目について答弁いただければ。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

私のほうで説明が足りなかった分もありますので、それを含めた形の答弁とさせていただきます。

外郭団体につきましては、これまで数次にわたる行財政改革プランに基づきまして、例えば社会福祉協議会と社会福祉事業団統合や土地開発公社の解散に取り組んでまいりましたほか、経営改善計画に財務体質・執行体制の改善に努めてきたところでございます。こちらにつきましては、一義的には担当課のチェックということにはなりますが、当然、そういったチェックの結果については行政改革課に御報告をいただきまして、行政改革推進本部にも適宜報告しているところでございます。こういった取り組みにつきましては、引き続き経営改善計画に基づいて改革推進を全庁的に進めてまいりたいと考えてございます。

あわせて、団体の設立時から社会情勢が変化して、その求められる役割とか、進むべき方向性についても見直す必要があるのではないかとというところで、改めて中長期視点から各団体のあり方の検討を行い、その洗練された考え方に基づいて外郭団体の改革を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○須田委員長 黒木委員。

○黒木委員 改革を進めるのであれば、基本的な中身はしっかり把握していただきたいと、繰り返して申しわけないんですが、思います。

具体的な外郭団体は言いませんけれども、そこで働く方々の環境状況について個別に相談いただくことがここ何年あります。非常に人事的に大丈夫かなというような内容がある団体がありますので、しっかりとその辺は所管の担当課だけで把握するのではなくて、今おっしゃられた部分をしっかりと改善していくということであれば、行政改革課のほうで把握していただきたいと。しっかり改善できる部分は改善していただいて、本当に市民の方々から評価される団体になっていただきたいなど。これは全体的な話でございませけれども、それでは時間になりましたので、以上で終わらせていただきます。

○須田委員長 それでは、ただいまの件について、関連質疑があれば発言願います。

鈴木委員。

○鈴木委員 3番目の(2)の個人番号カードの交付率向上と利用サービスの追加についてということで先ほどの御答弁があったんですけれども、これにつきましてもなかなか交付率が上がらないという中で、さまざま市のほうでもふやすための努力もされているかと思うんですけれども、昨年12月に国においてこの個人番号カードについて、1人につき5,000ポイントのポイントを付与する、還元するという、そういう予算化をされまして、今国会で通ればこれがお一人につき5,000ポイント付与されるということで、近い将来、国民健康保険にもこのマイナンバーカードを使っていきたいと、そういう方向性も出ておりますけれ

ども、先ほどどういった取り組みでこのマイナンバーカードを取得をふやしていくかというのをちょっと答
弁がなかったので、お聞きしたいと思います。

○須田委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

マイナンバーカードの取得でございますが、今も実施は一部しておりますけれども、職場等に直接出向い
て、出張受付というのを推進していこうと考えております。今年度におきましては、県庁、県警、あとは水
戸警察署であったりとか、そういったところで出張受付をしておりますし、今年度もさらに進めていくとい
う予定でありますので、そういった形でできる限り近いところに行つての交付ということができるよう考
えております。

また、先日も実施したんですけれども、出前講座などを実施するとマイナンバーカードに対する理解とい
うのが非常に高まっていることが肌で実感できますので、そういったことも今後推進していこうというこ
とで考えているところでございます。

○須田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

本当に今チャンスじゃないかなと、国が動き出しているときでもありますので、平成28年からマイナン
バーカードをスタートしましたけれども、当時、情報が漏れるのではないかと、個人情報に本当に心配だ
とか、そういう声もありましたけれども、この4年間でそういったトラブル、また問題とか、そういうこと
も特に起きていないとこの4年間を振り返ります。ですからコンビニ交付も住民票とか、またさまざまな証
明書をこのマイナンバーカードを持っている方は、窓口でしたら350円だけれどもコンビニだと300円
でとれるという、そういういい面もございまして、チャンスと捉えてこのマイナンバーカードの交付推進を
ぜひとも積極的に、今のことも含めましてぜひ掲示等をしながらやっていただきたいと思ひます。よろしく
お願いいたします。

○須田委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 なければ、以上で、黒木委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時といたしますので、あらかじめ御承知おきください。

午前11時35分 休憩

午後 1時 2分 再開

○須田委員長 それでは、休憩前に引き続き、通告に基づき質疑を行います。

飯田委員から発言願ひます。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、通告に従ひまして、順次質問していきたいと思ひます。

最初に、窓口サービスの向上、第1点目が平日窓口時間延長の状況についてお聞きしたいと思います。

これについては資料請求をしまして、47ページに平成30年度分から平成31年度分の途中まで資料をいただいています。この平日窓口時間の延長につきましては、市民課とか国保年金課、市民税課などは毎週水曜日に午後7時まで受付をしているわけでありますが、始めてから数年たつと思うんですが、まだ一度も見直しはしていないものだと思っております。それで請求資料を見ますと、各課の状況がわかるわけでありますがけれども、確かに多いところもありますが、取り扱いの件数が少ないところもあるんじゃないかと思っております。これらにつきまして今どういう状況かお教えいただきまして、また、見直しをする必要がないのかどうかについてもお尋ねしたいと思います。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

今、飯田委員からお話があったとおり、平日の窓口時間延長につきましては、毎週水曜日に午後7時まで市民課等で延長しているところでございます。請求資料にお示ししたとおり、1日当たり約200件から350件の利用がございまして、日中に窓口に来られなかった市民の方の利便性の向上には寄与できているものと考えてございます。ただ、委員御指摘のとおり、確かに各課によって窓口の件数はばらつきがございまして、もちろん市民課など多いところはあるんですが、そのほかの課によっては少ないところもございまして。この部分につきましては、窓口にいらっしゃる人が少ないから効果がないのかどうかといったことについては、今後各課の状況などを伺いながら、新たに見直しが必要であれば、そういったものについても検討してまいりたいと思っております。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 1日大体200件強ということなんですけれども、これは1人の人が市民課へ行って、その後、国保年金課へ行ってとなりますと、それが1人であっても、例えば3件、4件、5件とカウントされるのでしょうか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 申しわけありません。今の200件から350件というのは延べ件数ですので、1人の方が複数の用事があった場合にはそれが複数件かぶっている数字です。

○飯田委員 分かりました。

あと、午後7時までの時間延長ですけれども、例えば午後5時15分から午後6時までとか、午後6時から午後7時までとか、そういった資料は何か、これは資料請求しなかったんですけれども、それは分からないんですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 そこまではちょっと押さえておりませんで、むしろそういったデータなどを収集しながら、やはり見直しの必要があるかどうかというのも検討材料になるかと思えます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。

午前中もベテラン委員の聞いた行政運営ということで、やっぱり必要があれば窓口延長するところでやる必要もあるでしょうし、あまりないところであれば、やっぱり整理をしていくのも一つの方法だと思ってお

ります。

続きまして、コンビニ交付の状況、実績についてお尋ねしたいと思うんですが、こちらは資料請求しまして出していただきました。過去2年分ということで55ページに出ているわけでありますが、年々ふえる傾向にあるというふうに思われます。それで、こちらにつきましては、これは午前6時半から午後7時までの交付ということで、執務時間以外にも対応できる、あるいは土曜とか日曜等もできると思うんですが、ふえている状況はわかりますけれども、水戸市以外のコンビニでも取れるということでありまして、市内、市外の件数というのは、状況がわかれば教えていただきたいことと、あと執務時間以外の時間帯にもとれるということで、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○須田委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

コンビニ交付は朝の6時30分から夜の23時までとなるんですけれども、市内、市外の割合をお答えいたしますと、水戸市内のコンビニ等での取得が先月12月の数字で申し上げますと、86.5%の方が水戸市内で取得をされております。残りの13.5%の方が水戸市以外のコンビニエンスストア等での取得というような数字が出てございます。

あともう1点、時間外、時間内ということでございましたが、市役所の業務時間8時30分から17時15分、水曜日は19時まででございますが、それ以外の時間で取得でございますが、55.2%の方が市役所の窓口業務時間外でコンビニエンスストア等での取得をしているという数字が出てございます。

以上です。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

あとこちらは、費用対効果といいますか、コンビニを使えばコンビニのほうにお金を払わなくちゃならないと思うんですが、この辺の経費はどのようにかかっているか教えていただきたいと思います。

○須田委員長 北條課長。

○北條情報政策課長 お答えをいたします。

経費でございますが、コンビニ交付を取りまとめている地方公共団体情報システム機構J-LISという団体がございまして、そちらに年間470万円の負担金を負担しております。また、コンビニ交付のシステム保守料としまして、年間324万円を支出してございます。また、コンビニ交付を行う際に、1枚当たり、コンビニエンスストアに対する手数料として117円がかかってございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 続いて、キャッシュレス決済の導入範囲ということが、今度の計画に出ておりますのでお尋ねしたいと思うんですが、今度の消費税の増税に当たってのキャッシュレス還元とか、今の世の中がキャッシュレスの時代に入って、推進されているわけでありまして、日立市でも昨年7月から窓口のキャッシュレス化が取り入れられているということで、いわゆる電子マネーのスイカとかナナコとかパスモとか、そういったものを使えるということでありますが、今、市のほうでキャッシュレス決済を導入していくかに当たりまして、どの窓口を考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、日立市において県内では昨年7月から証明書の交付手数料等に電子マネー決済を導入しているところがございますが、本市におきましてもできるだけ早期にということで電子マネー決済の導入について、具体的な手法について検討しているところがございます。

対象となる窓口でございますが、こちらについても今検討しているところがございますが、市民課を中心にといったところになるかとは思いますが。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 窓口としましてはやっぱり金額的に少ないところで、件数も多いところということでよろしいですか。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 はい、やはり費用対効果も考えますと、やはり利用件数の多いところが対象となってくるものと考えてございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 これは決済が正確、かつ迅速にできますし、あと、手数料とか現金払い、あるいは印紙、今度はそういったものがなくなって、効率的な行政運営ができると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

続いて、国際化に対応した窓口環境というものも計画しているようでした。現在、水戸市内にも多くの外国人の方がおられまして、韓国朝鮮人、中国人、タイ人とか、いろいろおられますけれども、ベトナム人もふえてきているということで、多国籍化が進んでいると思います。そういう中で、これは窓口担当がやっぱり多国籍に対応できるようなものをつくっていかなくちゃならないということで、現在の取り組み状況と課題についてまず質問したい。

○須田委員長 三宅文化交流課長。

○三宅文化交流課長 お答えします。

現在の外国人への対応状況といたしましては、情報提供や表記等の多言語化を進めていることを初めまして、国際交流協会におきまして相談窓口を設置しているほか、水戸市の国際交流協会及び県の国際交流協会との連携を図りながら対応をしているところがございます。

課題といたしましては、やはり外国人の数が多くなってきておりまして、委員のおっしゃるとおり多様化が進んでおりますので、言語の対応につきましては課題となっていると考えております。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 パンフレット等で多言語化はやっていらっしゃると思うんですが、やっぱり窓口で会話を通じて意思疎通ができる形をとっていただきたいと思っています。

続いて、窓口での認知症者対応についてです。

これも今度の計画に出ておりますが、実際、特に銀行などではきちんとマニュアル化が進んでおりまして、認知症の方にも十分対応できているようなことが新聞に出ておったんですが、小さな郵便局とか市役所なん

かもそうでしょうが、窓口に来て、よくわからないとか、あるいは同じことを何回も繰り返すとか、印鑑がなくなったとかが非常にあると思うんですが、そういった場合の現在の対応状況について、まずお尋ねしたいと思います。

○須田委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 窓口での認知症者対応について、お答えいたします。

窓口での認知症者対応につきましては、認知症に対する理解の促進と専門機関での迅速な対応の2つの視点から取り組んでいるところでございます。

認知症者に対する理解の促進に関する取り組みにつきましては、窓口での対応力向上を図るため、平成27年度から市民と接する機会の多い職員を対象に、認知症サポーター養成講座を開催しているところでございます。これまでに約180名の職員が受講いたしました。

また、人事課において実施している研修において、新規採用職員を対象とした研修課程に今年度から新たに認知症サポーター養成講座を位置づけました。講座の受講を通じて、認知症の特性に応じた声かけなど基本的な接し方が習得され、窓口での対応に活用されているところでございます。

専門機関での迅速な対応につきましては、認知症サポーター養成講座で学んだ接し方を踏まえて対応していただいておりますが、認知症の状態によっては対応が困難な場合がございますので、このような場合には高齢福祉課や高齢者の総合相談窓口であります高齢者支援センターに速やかに情報を提供していただけるよう周知しており、高齢福祉課等が情報の提供を受けた際には、必要に応じて関係機関と連携し、適切に医療、介護サービスにつないでいるところでございます。

引き続き、認知症に対する職員の理解を促進いたしまして、庁内で緊密に連携することにより窓口での認知症者対応を適正に実施してまいります。

以上でございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 次は2番の組織・機構の適正化になりますが、これについては質問を割愛させていただきます。

続いて、職員定数の管理であります。一般職の会計年度任用職員の活用方法であります。

これについては、午前中も質問した方がおったわけですが、地方公務員法の改正と地方自治法の一部改正ということで、働き方改革の一環でしょうけれども、やっぱり職員の処遇改善のための改革ということで今回改正されてきているわけであります。

ここでは、実際この会計年度任用職員制度を導入するに当たりましては、現在いらっしゃるその嘱託員とか臨時職員などの処遇改善でありますけれども、職の設定というのがまずありまして、現在仕事をされている方のその仕事の内容が、短期的な時間でやる職じゃなくて、正規職員と同じような場合は同一労働同一賃金という形で、それは正規職員として担っていただかなければならないということではございますが、今回もそうですけれども、一般の正規職員よりも若干、15分ですね、1日労働時間を少なくするという形の中で、ほとんどの方が現在の嘱託員から会計年度任用職員に移ってくるわけであります。そうしますと、1つの例をとりますと、幼稚園の教諭とか保育士の先生方、こういった方、ほとんど同じ仕事をされているわけですが、担任を持って仕事をしている方もいるんですが、そういう方も今回は会計年度任用職員のほ

うに移ってくるということであるかどうか確認したい。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

嘱託員の保育士につきましても、来年度から会計年度任用職員への移行活用を図ってまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 ただ、保育士が今不足しているということもありまして、その会計年度任用職員が同一労働同一賃金の中で今までと同じような処遇ということになりますと、この趣旨にも反していると思いますし、また保育士が実際に集まらない、そういうことがあるということはどういうふうに思っているのか確認したいと思います。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 正職員と会計年度任用職員の役割といった部分になるかと思えますけれども、正職員は保育所で言いますと、児童の教育とか指導の方針、あるいは施設の管理など管理業務としての責任の重い業務、そういったものを担うような形になります。会計年度任用職員については、基本的にその考え方に基づく児童の具体的な保育、そういったものに当たるというところで、保育所においても単純にその担任だから会計年度任用職員ではできないということではなくて、責任の重さといった部分について区別していくような形になるかと思えます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 ちょっと今の答弁では納得できないものでありますが、次に行きたいと思えます。

技能労務のあり方の検討についてですね。

だんだん水戸市の技能労務職員も減ってきているわけでありましたが、これからのあり方を検討するに当たってどういった観点に基づいて検討されるのか、その視点を述べていただきたいと思えます。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 技能労務のあり方の検討でございますが、現在技能労務職員が担っている業務に対して、今後も直営を継続していく必要があるか、あるいは民間企業に委託するのかといった視点で考え方を整理するものでございます。当然ながら、検討に当たりましては、職員の処遇といったものを業務ごとに丁寧に精査してまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 極端な自治体では、この技能労務職員を全くゼロにしてしまうというようなことも若干ですがあるようでありますので、確認をさせていただきました。

続いて、4番の事務事業の見直しについても割愛させていただきます。

5番の事務事業の民間活力活用の推進のところ、想定される窓口業務の範囲ということで質問をしたいと思うんですが、かつて、市場化テストというように、窓口の民間開放ということで、いろんな派遣業者に派遣を頼んで、実際窓口を、今病院なんかも相当入っていますけれども、派遣の方がいるという状況が想定されるわけなんです、その場合、派遣の方は窓口に座っていても、実際は地方公務員法の適用

を受けないわけでありまして、個人情報の保護という観点からどうなんだということで質問させていただきたいと思います。

○須田委員長 熊田課長。

○熊田行政改革課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

窓口業務におきましては、現在本市においても既に非正規職員を活用いたしまして、一定の効率化を図っているところでございます。ただ、総務省において窓口業務の委託化、あるいは業務改革を推進するといったものが検討対象として示されていることから、委託化の検討というものについても行うわけでございますので、今後、他団体の事例なども研究しながら、対象となる窓口がそもそもあるのかどうか、あるいは、導入するメリット、デメリットについて整理してまいりたいと思っております。

また、当然のことながら窓口では個人情報を扱うこととなりますので、窓口における個人情報の取り扱いについても十分に配慮してまいりたいと考えてございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 窓口は直接市民の方と触れ合うところでありまして、あと他の部署とも連携をしながら行政を進めていく上でも非常に大事なものですから、慎重にお願いしたいと思っております。

続いて、6番目の公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進ということで、市民センターの検討状況について通告をいたしました。

こちらについては行財政改革プラン後期実施計画（案）の20ページ、これは前から出ておりますが、市民センターの民間活用ということで、これまで指定管理者と申しますか、地区会のほうに任せていいかどうかというのは検討もされてきていると思うんですが、私としましては、前から言っておりますけれども、この市民センターが各小学校区にあるというのは全国でもあんまりないんじゃないかと思っております。それで、住民票発行とか、税の収納はもちろんのこと、地域のコミュニティの拠点となっておりますし、また防災拠点、そして生涯学習を推進するところであります。

そういう中で、例えばこの管理運営費の削減という意味で、こういったものを民間に任せるといふのであれば本当に全く論外でありますし、むしろ市の職員によるもっと充実した体制をとっていただきまして、さらに地域の小学校区ごとになります。住民自治の推進に努めていただきたいというふうに思っておりますので、現在までの検討状況を報告したいと思っております。

○須田委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

市民センターの運営に係る民間活力活用につきましては、これまで市民センターの所長や地区の方々など機会を捉えて意見を伺ってきたとともに、他市の先進事例の調査を基に本市の状況とその比較検討を行うなど、その可能性について検討を進めてきたところでございます。

市民センターの運営に係る業務といたしましては、施設管理のほか、生涯学習活動、地域コミュニティ活動の支援、さらに各種証明書発行や市税収納の窓口業務など多岐にわたっております。民間活力の活用にあたりまして、各地区会の意向や地域の抱える課題、実情がそれぞれ地域ごとに異なっているのが状況でございます。

また、窓口状況につきましては、個人情報保護に係る課題があるほか、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付など、市民センターの窓口業務に関連した環境の変化が見込まれることから、その推移についても注視する必要があると考えております。

さらには、市民センターは避難所として指定されていることから、避難希望者を速やかに確実に受け入れられる体制を整える防災拠点としての運用を視野に入れた検討も必要であるなど、きめ細やかな対応ができる体制づくりが求められていると考えております。

引き続き、民間活力が生かされる場面や費用対効果などのさらなる整理を行うとともに、地区会等からの意見聴取や運営のシミュレーションを行うなど、令和3年度に方針決定ができるよう、本市に適した市民センターの運営のあり方について、総合的に慎重な検討を進めてまいりたいと考えております。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 去年も台風19号の関係で市民センターが中心となって、いろいろサービスというか、対応ができたわけでありまして、繰り返しになりますけれども、私としてはやっぱり今の市民センターの体制をさらに充実をしていただきまして、地区ごとにきちんとした自主的なコミュニティをぜひつくっていただければと思っています。

ちょっと時間が押してしまっていて最後になりますけれども、ワーク・ライフ・バランスの推進のところちょっとまとめて話をしたいと思うんですが、1つは、早出遅出勤務制度の拡充ということです。拡充とありますが、今やっている子育てとか介護のほかにはさらにどういったことが考えられるのか。それと勤務時間の管理で、現在、何時に職員の方が出勤されて、何時に退勤したかという、今は出勤簿でやっていますので、きちんとした時間の把握がされていないんじゃないかと思います。民間に限らず、他の自治体などでのICカードを使ったり、パソコンのスイッチを入れた時間とか、消した時間を使いましてきちんとした勤怠管理ですか、勤務時間の管理などもしているものですから、やっぱりそういったことが必要じゃないかと思えます。それはその後の時間外の勤務の管理などについても関係するものでありまして、勤務時間の管理がきちんとできればいろんな働き方を把握できないところで、その点については出退勤管理システム導入の検討とあるものから、そういう意味で、今2つ言いましたこのお話について、回答をお願いいたします。

○須田委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、早出遅出勤務制度についてでございますが、現在水戸市におきましては、育児もしくは介護を行う職員、または障害者等の職員を対象に、1日の勤務時間を変更することなく出勤し、始業時刻、終業時刻を変更して対応しているような形で、育児や介護等と仕事の両立の支援の一つとなっております。

今後、例えば茨城県で現在導入しております制度につきましては、仕事の生産性を高めるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するという目的で、始業時間を通常午前8時30分からのものを午前7時から午後1時までの9パターン化するような形で制度を運用しているというように聞いておりますので、そういった先行した自治体の事例を調査しながら、行政サービスの低下を招くことのないように手法を検討しながら、制度の拡充について検討してまいりたいというふうに考えております。

もう一つの出退勤システムの導入の状況についてでございますが、現在、委員の御指摘のとおり、職員の

勤務時間については、所属長による出勤簿の確認や、時間外勤務についても所属長等による勤務の実績の確認により実施しているところでございますが、職員の在庁時間をＩＣカード等の記録により管理するいわゆる出退勤管理システムにつきましては、時間外勤務の時間を含めた在庁時間を客観的に確認するための有効な手段でありますことから、今後他市の導入事例を調査するほか、経済性や利便性等の条件を精査した上で、導入について検討していきたいと考えております。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 あと、職員の健康管理とメンタルヘルス対策ということで通告しましたけれども、64ページに、長期療養職員の状況ということで資料を出していただきました。前から質問をしてきているんですが、平成25年度が書いていませんが、平成25年度に25人だったんですよ。それが平成30年度で43人、これは1カ月以上の療養休暇ですから、相当長く休んでいる方で、かつ、精神性疾患の療養休暇をとっている方ということでありまして、43人という数字はかなり多いほうです。大体職員が100人いたとしますと、50人に1人ですね。これより長く休んでいる方がおりますと、もちろん休んでいる方も非常に苦しいでしょうけれども、その元の職場のほうでも1人欠けますと、もちろん臨時職員などを入れて対応されていると思うんですが、ほかの方にも多くいろんなものがのしかかってくるということで、悪循環ができてしまっているんじゃないかと思います。

この要因についていろいろあると思うんですが、水戸市がほかの全国的な自治体の平均値と比べまして1.5倍多いということは、この分析はきちんとされているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○須田委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

職員が精神性疾患によるストレスで長期の療養が必要になっているという状況でございますが、要因といたしましては、職場の人間関係とか、仕事の内容、家庭の問題等さまざまございまして、また、どれか1つということではなくて複数の要因がある場合や、要因自体本人もわからないような場合もございます。具体的な要因の分析はしにくい状況であるところでございます。そのため、自分自身のメンタルヘルスケアに職員研修の実施や、ストレスチェックの実施、また、産業医や精神科医の健康管理などによる健康相談や面接、面談などを実施することなどによりまして、心の健康の増進と疾病の予防に努めているところでございます。

○須田委員長 飯田委員。

○飯田委員 時間が来ていますので、今の答弁は前と同じでありまして、家庭の問題を含めていろいろな条件があるということではありますが、課長などもいろいろ忙しくて大変だと思うんですが、やっぱり職員の方のいろんな悩みとか、外部からいろんな市民の苦情などを1人で抱え込んだりしている方もいらっしゃるし、コミュニケーションを十分とっていただきまして、精神的な疾患で休まないように、これは全庁的にお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○須田委員長 それでは、飯田委員の質問に対する関連質疑がある方は発言願います。

なければ、以上で、飯田委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

次に、田口米蔵委員から発言願います。

田口委員。

○田口委員 3点通告しておきましたが、飯田委員と重複する部分が2点ということでありますけれども、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進ということですが、市民センターについてこの計画の表を見ますと、今年度は検討して、次の令和3年度からは方針を決定し推進するという案になっているんですが、先ほど飯田委員の質問、あるいは小川課長の答弁にもありましたが、これまでも私の覚えている範囲では、公民館が併設されていたような時代にあったように、アンケート調査等を行ったりしたことが思い出されるところでありますが、改めてこの民間活力ということにつきましては今説明を受けたわけですが、この市民センターの業務というものは民間活力、民間の力によって果たしてできるのかなというような気がしているわけでありますけれども、やはり各種の申請、さらには地域コミュニティの醸成、あるいは生涯学習の推進、いろいろな分野においてさまざまな需要に対して取り組まれているということでありまして、そういう中でこの民間の活力の活用という意味と、それからこの価値を検討して実施していくに当たっては、これだけさまざまな市民に密着した市民センターであることから、どのくらいの部分を民間活力活用に移行するのか、一部なのか全てなのかということも考えられるところでありますけれども、その点、もう一度御答弁を願いたいと思います。

○須田委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 ただいまの田口米蔵委員の御質問にお答えいたします。

市民センターの運営に係る民間活力活用につきましては、これまで、先ほど委員がおっしゃられましたように、公民館時代からも提案とか御意見とかいただいた経緯もございまして、これまで市民センター所長等からも状況とかを確認してきたとともに、他市の先進事例の調査等をもとに本市の状況と比較検討を行うなど、その他の点について検討を進めてきたところでございます。

委員がおっしゃいますように市民センターにつきましては、施設管理のほか、生涯学習活動や地域コミュニティ活動の支援、さらに証明書発行や市税収納等窓口業務等、多岐にわたってございます。それぞれにつきまして、個人情報保護の課題ですとか、窓口発行の業務に関連した環境などが変化してございます。そういうことなどを注視しながら、また避難所としての防災拠点としての運用も視野に入れる必要があると考えております。全部であるか一部分であるかという御質問でございましたが、こちらにつきましても引き続き民間活力が活かされる場面ですとか費用対効果などのさらなる整理を行うとともに、地区会等からの意見聴取、運営のシミュレーションを行うなど、令和3年度に方針決定ができますよう、本市に適した市民センターの運営のあり方について総合的に慎重な検討を進めてまいりたいと考えております。

○須田委員長 田口委員。

○田口委員 令和3年度から方針を決定して、その後進めていきたいというお考えでしょうけれども、その方針の決定に至るまでには、今、地区会という表現がありましたけれども、その確認地区において市民センターにおいての再度の意見の聞き取りとか、あるいはどういう調整の仕方をもって方針を決定するのか伺いたい。

○須田委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 民間活力の活用につきましては、これまで他市の事例から推察しますと、各地区の団体ですとか、または指定管理をお任せしている事例がございます。こちらにつきましては、その地区団体等という視点からも地区会等から御意見を伺ってまいりたいというふうに考えております。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 そうすると、地区会との話し合いを持ちながら進めていくということでもいいんですね。

あと、ちょっとお聞きしたいのは、最近の市民センターではそれぞれの団体が、女性会にしる、住みよいまちづくり推進協議会にしるありますよね、市民センターで利用者が活動している。そういう人たちの個別な収支決算、あるいは会計責任とかそういうのはどの市民センターにおいても今独自でやられているということでもいいんですかね。

○須田委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 女性会ですとか地区会等の会計事務を市民センターが行っているかという御質問だと思んですけども、基本的には団体が自らの会計を管理して、運営を行っていくというのが基本でございますが、地域コミュニティの助成として市民センターが支援している状況もございます。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 最後ですけども、市民センターの民間活力というのも一つの手法ではあるかもしれませんが、やはり市民の窓口ということを考えると、慎重に考えながらこれを推進していただきたいなというふうに思っています。

次がワーク・ライフ・バランスの推進ということで、この点につきましても飯田委員と重複する点でございますが、改めて申し上げさせていただきますと、先ほど説明がございましたが、先行している県、あるいは全国を見ても、先行自治体等があるかと思うわけでありまして、この中で勤務時間の柔軟な運用ということでの早出遅出の勤務制度の拡充ということの見解について伺いたいと思います。

いずれにしても、今、働き方改革ということが叫ばれている中では非常に大切な分野の一つかなというふうに思っているところでございますけれども、この示されたワーク・ライフ・バランスの推進という中では、早出遅出の勤務制度の拡充など勤務時間の柔軟な運用に取り組むというふうになっているわけでありまして、このことについては皆さん誰もが感じているところですが、市民サービスに携わっている行政としての責務は非常に大きいものがございます、実施するに当たっては綿密な計画のもとで実施されなければならないというふうに思っているところでございます。先ほど述べたように県においては先行して実施されているということでありまして、本市においても説明のあったとおり、子育て、あるいは介護等において一部実施されているということでありまして、この行財政改革プラン後期実施計画（案）の40ページの表を見ると、令和3年度から実施するというようなことになっているんですね。この実施するということは、それまでにいろんなことを検討した結果、実施されると思うんですけども、再度聞きたいと思いますが、どのような考えなのか伺います。

○須田委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

職員が持てる能力を最大限に活用するためには、働きやすい環境を整えるだけではなくて、ワーク・ライ

フ・バランスの推進が重要でございまして、勤務時間の柔軟な運用手法や利用目的の拡大は有効な施策の一つであるというふうに認識しております。

ただ、一方で、窓口部門等におきまして一律に早出遅出勤務制度を確立した場合、職員が少なくなる時間帯が発生するなどの影響も考えられますことから、今後、先行して実施している自治体の状況等について調査し、行政サービスの低下を招くことのないような手法も研究しながら、制度の拡充について検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 早出遅出の関係で一部実施されているという、その子育てや介護ということでありませけれども、これから実施するに当たっては、それ以外の分野も考えての実施ということによろしいんですか。例えばどんなことがあるのか、もしあればお伺いしたい。

○須田委員長 天野課長。

○天野総務部参事兼人事課長 先行している自治体の例を見ますと、例えば県のように、仕事の生産性を高めるとか職員のワーク・ライフ・バランスを推進するという目的は設定しますけれども、その利用目的としては設定しないで自由に、例えば夜会議があるので、夜の終わりの時間帯に合わせて出勤時間を遅くするとか、そういう形もそれぞれの職場に応じた形の柔軟な出勤体制を認めるというような制度をとっているところもございますので、そういった先行事例を調査研究しながら、水戸市に合ったものがどういったものなのかというのを研究していきたいというふうに思っております。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 ありがとうございます。

このことについても市民サービスというものを大事にさせていただきながら取り組み、不自由をかけないような実施をしていただければなというふうにお願いします。

それでは、最後に組織・機構の適正管理について質問させていただきますが、さきの特別委員会において令和2年度の行政組織の見直しということで示されたわけでありましたが、この適正管理については目指すべき成果ということで書いてありますが、市民にわかりやすい簡素で機能的な組織・機構の構築を目指すということであるわけでありませけれども、今回通告に示しましたように、令和2年度から産業経済部においてでありますけれども、小吹清掃工場の稼働停止に伴う余熱供給停止のため、農業技術センターを廃止し、新たに農産振興課ブランド推進係を設置するとし、改正内容として、農産物のブランド化や6次産業化の推進、有害鳥獣捕獲に関することと等を新たに、今まではこのような具体的に示されたことがないような気がするんですけども、今回においてはこのように具体的な内容での項目が示されているということでありませ、その取り組みについてまずお伺いをさせていただきます。

○須田委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 それでは、田口委員の組織・機構の適正管理についての御質問にお答えいたします。

本市農業におきましては、従事者の高齢化と減少が著しく、この傾向がさらに進むことが懸念されております。令和2年度の農業行政組織につきましては、その課題である農業従事者の確保に向け、農業を魅力的

な産業とすることを主眼とし、見直しを図ってまいります。特に、情報通信技術、ロボット技術等を活用しましたスマート農業の普及、所得の向上につながる6次産業化や農産物のブランド化を推進する執行体制を整備するものであります。

本市におきましては、市の周辺部に農村地域が広がって、それぞれの地域で特徴ある農業が営まれております。地域の特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、本庁と内原庁舎の2拠点体制とするものであります。内原庁舎に設置いたします農産振興課につきましては、出先機関としての機能性を生かし、新たに推進するスマート農業を初め、これまで農業技術センターが担当しておりました農産物のブランド化、6次産業化の推進、有害鳥獣保護等の業務、さらには、内原地区を初め市西部に多く存在いたします畜産振興などに取り組むものであります。

事業推進に当たりましては、本庁農政課と役割分担のもと、両課で連携をとりながら本市農業の課題にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 具体的な例ということでどのようなものかということが一番聞きたかったんですけども、やることはすばらしいことだというふうに思っておりますので、しっかりと進めてきていただければなというふうに思っているところでございます。

またこの6次産業化、さらにはブランド化という項目がきちんとうたわれているわけですが、そのブランド化というのはどういう流れでこれは決定されていくのか。今、前にもお聞きしたことがあるんですが、今現在ブランドはどのくらいになっているんですか。

○須田委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの御質問でございますが、ブランドといたしまして今提出させていただいているのは、まずは食糧の米がございまして、それから水戸のネギです。特に柔甘ねぎについては国のGI認証を取っておりますし、さらに県の指定も受けておりますので、とりあえずこの2点について強気に推進していきたいと思っております。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 これまでもそのようなブランドというのはよくお聞きしたものでございますけれども、新たにこのブランド推進係という、ブランドという名前を入れた係というのは何か違う部分があるのかなと思うんですけども、その点はどうですか。あとそれと、ブランドを認定するというか、ブランド化について、商標登録まで行かないまでも、そういう形になるというか、ここのものはブランド化を推進するには、どういう流れでこれからやろうとしているのか、あるいはやっていたのかですね。ブランド化というのはブランドを作るんでしょう。具体的なあれはないんですか、これは。水戸のブランドをこれからつくっていききたいというようなその考えとは違うの。

○須田委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 ただいまの御質問にお答えします。

農産物のブランド化ということで、これまでもパイナップルであったり、ゴマとかいろいろなものを新たな農産物として取り組んでおります。

〔「それだけではブランドじゃねえ、ブランドというのは違うんですよ」と呼ぶ者あり〕

○清水農業技術センター所長 さらに、加工品ということで干し芋であったり、こういったものについて6次産業化も含めながら、ブランドとして成長をさせようということで取り組んできたところでございます。

今後、現在の農業技術センターにおきましては、いろいろ新たな農産物に取り組む試験とか、それから優良飼料の供給、こういったものも行っておりましたが、今後はこのブランド化に特化して、スマート農業、あらゆるICTとかドローンなども導入しながら、このブランド化を進めていきたいという考えでございます。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 聞いていることとちょっと違うような気がするんですけども、ブランド品ということで、結局、水戸のブランドを立ち上げていただきたいというのが希望なんですよね。

〔「そうだよ、要するに。高く売れるということだ」と呼ぶ者あり〕

○田口米蔵委員 知名度の上がるものを、有名に、つくる側も水戸市も両方ともこれはすばらしいというような、そういう方向での生産体制から何から含めて、ブランド品をこれからもっと水戸市において数多くつくっていただければというふうに思っているところであります。

あと、今、このブランド品も絡みますけれども、柔甘ねぎなんかもありましたけれども、柔甘ねぎにおきましてはGI認証制度、それから今年は東京オリンピックの年でありますけれども、オリンピックへの食材提供においてもGAPというか、生産工程が非常にうたわれているということでありますけれども、それらについての考え方というのがこの担当課でなく、また、なければ今どのような考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○須田委員長 清水所長。

○清水農業技術センター所長 ただいま御質問にございましたようにGAPの件でございますが、この件についても、これを登録、承認することでどれだけのメリットがあるかということで、以前から検討しているところでございます。これを取ることで経費等もかかりますし、維持するについても経費がかかるというようなことがありますので、この点については当然、オリンピックまで間もないところでございますが、継続して検討してまいります。

○須田委員長 田口委員。

○田口米蔵委員 いずれにしても、水戸市、あるいはそれに関係する人たちにとってはよいことであるので、ぜひこの新しい課でしっかりと計画を立てていただきながら業務を進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○須田委員長 それでは、ただいまの件について、通告に関連する質疑があれば発言願います。

福島委員。

○福島委員 市民センターの件で、令和元年に新たな運営が決まるという話なんですけど、市民センターは、今、個人情報で住民票や何かを出すのはいかがかというような話もあるが、私のお願いは、また地域の希望は、地元で管理運営をさせてくれというところがあるわけですよ。それはなぜかということ、それぞれ地域には住みよいまちづくり推進協議会や何かがありますが、役所や何かを定年退職した人がたくさんいるわけ。ただ

それを1週間なら5ブロックを作ればいいわけ、1日3人ずつ。例えば子ども会だとか、老人会だとか、それぞれまたそういう運営費を所長も何も置かないで、地域の公民館同様、地域が運営規則を決めれば何をやってもいいよと。例えば、子ども会が新年会をやって、お祝いをやるとか、そういう地域が今まで制限された活用であるが、地元の人が自由に使える公民館、そういう運営方針であっていただきたいというのはいつも言っているんですが、基本的に令和3年にこの市民センターが——先ほど言えば、障害者や何かもいるし、個人情報もあるしということではほとんど具体案はないが、基本的にはどのような運営方針を考えているんですか。

○須田委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

市民センターにつきましては、地域コミュニティ活動の拠点という大きな面がございます。地区の方に十分活用していただきたいという面がございます。また一方で、先ほどお話もございましたが、個人情報の保護などがどうなのかということもございます。方針も含めまして、今後、総合的に慎重な検討を進めてまいりたいと考えております。

○須田委員長 福島委員。

○福島委員 最後に要望だけしておくが、地域の市民センターというのは地域地域でみんな事情が違うので、ですから地域のそういう住みよいまちづくり推進協議会とか運営している消防分団とか公民館とか商店街とかがあれば、そういう長が集まって運営をやっているの、そういうことに例えば我々で言えば、上中妻地区、大塚地区へ年間500万円をやって、500万円で運営してくださいよと言えば、職員を1人派遣するよりも地元で指定管理者にお任せすれば自由にやっていて、ただ管理責任をきちんと決めてもらう、規約を。そういうふうに要望しとくから、よく検討していただきたい。

以上でいいです。

○須田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ただいまの関連で、市民センターの委託について質問させていただきます。

今、福島委員、田口委員、飯田委員から市民センターの民間活力の質問というようなことで、執行部から令和3年に方針の決定というようなことが示されたところでございますけれども、一言ちょっとまずお聞きしたいのは、この方針の決定というのは民間活力を入れる、先ほどの課長さんのお話にあったような、例えば地域の団体をお願いをするというようなことを34小学校区、市民センターを決定することなんですか。そこだけちょっと確認させてください。

○須田委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 先ほどの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

市民センターにつきましては、市内全34地区のそれぞれに市民センターを設置しております。地区ごとにそれぞれの状況もございますので、そのような状況を加味しながら総合的に基本方針を決めるような考え方としてまいりたいと思います。

○須田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 方針だけは決めるというようなことで、その先が推進となっておりますけれども、ちょっとお話

しさせていただきますと、要は、今各地区の市民センター、いわゆる社会教育法に基づいた公民館と地区のコミュニティの活動拠点としての2つの柱を持っていると思うんですね。社会教育法というのは、あくまでも法律に基づいた部屋の貸し出し、その他をやっているわけでごさいます、また、各地区の市民センターは電算機能を持っているところと持っていないところありますよね。先ほどの福島委員のお話のとおり、各地区は個性も違うし、環境も違うと。また、人口も違う、組織力が違う。さまざまな差異、違いがすごくあるわけなんですね。ですから、もし気軽に民間活力を入れて、その地区の団体が受けた場合はいいですよ。これが3年たって、その地区団体がそれを維持継続できなかつたときは崩壊しますよ、コミュニティは。そういう危険性もはらんでいるということ十二分に精査をしないと、つくりました、スタートしました、あつちが残ったけれども、こつちは崩壊した、全体的な見通しの地域自治というこのパワーが大きく減退したり、損ねたり、ましてや一番大事なコミュニティ力を破壊することにもつながるといことも十二分に考えながらこの民間委託を進めないといけない。したがって、いっせいのせじゃなくて、例えば、ここだったら電算を持っていないので、お金の出し入れをしていないと、そこだったらできそうだなという、できるという手を挙げてもらえるようなところでまずパイロット的に取り組んでもらって、いい悪い、マイナスイラス、メリット・デメリットを調査した上で、やはりもうちょっと精査をしていくべきだという方法論を私はちょっと伝えておきたいと思います。1回なくなってしまうたり、壊れてしまったら、もう再生はできませんよ。これは子ども会でも立証済みでしょう。子ども会が1回なくなったところは再生していますか。していないんですよ、1回なくなったら終わりになっちゃうんですよ。そういうところをしっかりとめて、いい話ばかりじゃない、民間活力なんていうと、さもそれらしく聞こえますけれども、要は、その地域力とか、市民力というものをしっかりと精査した上で、そして慎重に、石橋をたたいて渡るぐらいの慎重さが欲しいぐらい大きな重大な問題であるということ指摘しておきます。

以上です。

○須田委員長 ほかにありませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、それぞれの委員さんがおっしゃっておりますので、私もまさしく同感だというふうに思っています。前回もこの民間活力の導入というテーマの中で、この市民センターの民間委託という話が出ました。それで、いろんな課題があつて、結局できなかったんですよ。これを今回また上げてきたということは、そういったこれまでの課題については解決しているんですか。検討したんですか。要は、先ほどからいろんなものを民間活力とか民間委託とか指定管理者とかという、その行政でできないから民間委託するんだという考え方と同時に、何か面倒くさいのは民間に預けちゃえばいいんじゃないのみたいな、そういう雰囲気があつて、今まさにこの市役所の中に蔓延していると思うんだよ。そうじゃなくて、できないから市役所がやるんだという考え方に基づかないと、民間が難しいものは俺らがやるよと、これが仕事じゃないですか。古い言葉だけれども公僕なんだよ。公に尽くす仕事なんですよ、皆さん方の仕事は。だから首にもならない、安定しているんだよ。刃物を突きつけたってやめないじゃないですか。職員は刃物を突きつけたってやめないんだよ。これはまさにパワハラ以上のもので、軽犯罪、犯罪である。それでもやめなくて済む社会なんだよ、皆さん方のところは。そういうことを考えたときに、何の問題も解決しない、検討もしない、ただ単に民間

委託すればいいんだ、面倒くさいものは預けちまうべ。いろんなことを言われるのが面倒くさい、そんだったら預けちったほうがいいべ、そんな程度の考え方で行政をやってもらったのでは困る。しっかりもう一回民間委託とは何か、民間委託したときのメリットは何なのか、なぜ民間でできるものが自分たちができないのか、皆さん方には能力がないのか、ここを考えなくちゃだめだよ。ただ単にかっぱればいい話なんか聞いてられない。答弁は要らない。

○須田委員長 ほかにありませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 市民センターについて、今の民間委託というのはちょっと置いておきまして、現状の中で、全体的な会議とか、市と市民センターの連携というのは、あるいは市民センターの横の連絡というのは何か通常にあるんでしょうか。

○須田委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 先ほどの御質問にお答えいたします。

市民センター同士の横の連絡という御質問の件ですが、市民センター所長会議というのを毎月1回必ず行っていて、さらには市内をブロックに分けていまして、ブロック間同士の交流とか、また、各地区の中でのイベント等の開催などで情報交換とかが行われております。

○須田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 それぞれ市民センターを利用させてもらっているんですが、例えば事務的な書類一つにしてもさまざま違いますし、古い形式を使っていたり、いいところと悪いところがあるので、いいものにどんどん変えていくべきじゃないかなと思うので、その辺のチェックというか、市のほうでもこういうところでこういうふうにやっているよとか、もっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかというのを、あらを見つけたらいいんじゃないんですけれども、利用者、市民の方が使いやすいように少しでもいいところをまねしてやっていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○須田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 以上で、田口委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

それでは、続きまして中庭委員から発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 では、質問させていただきます。

最初に、生活保護行政の扶養義務調査についてお伺いいたします。

生活保護を受けた場合、親、兄弟、親戚から扶養義務調査という調査が行われます。それで親戚に対しては、市の職員が自宅に訪問いたします。また、郵送による調査も行われます。そのため、生活に困窮して、生活保護を受けたいけれども、親、兄弟、親戚まで知られてしまうのでは申請をためらうということがありまして、その結果、保護を受けずに生活困窮が続いてしまっていて、あるいは、病院にかかることができずに悪化して亡くなった方もいました。生活保護は親戚からの扶養がなくても受給ができますけれども、質問は、

扶養義務調査について、昨年度親族など扶養義務調査で訪問した件数ですね、それから、受給者の親、兄弟か収入報告を提示させた件数は何件なのかと、また援助するという方は何人いらっしゃったのかと、また、生活保護受給者の中には生活に困窮している方もいらっしゃるわけですが、兄弟の中には。だから、扶養義務調査を強要すると貧困の連鎖になってしまうということなんですけれども、そういう点では生活保護を受給する場合の必須条件に扶養義務となっているのかお答えいただきたい。

○須田委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

扶養義務調査につきましては、生活保護法第4条におきまして、保護の補足性の原則におきまして、扶養義務者の扶養は……

〔「委員長、これは行革委員会なんだから、行政改革の質問じゃないのぉかしいからな」と呼ぶ者あり〕

○櫻井生活福祉課長 優先して行うこととなっておりますから……

〔「常任委員会で言っている話、ここでやられたって」と呼ぶ者あり〕

○櫻井生活福祉課長 昨年実施いたしました扶養の調査につきましては、個別訪問が207件、書面による照会が511件となっております……

〔「行革というのは何なんだ」と呼ぶ者あり〕

○櫻井生活福祉課長 資料等の提出をいただいたものは35件となっております。また、申し送り等があった件数は4件となっております。

以上でございます。

○須田委員長 中庭委員。

〔「行革の質問やれよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 扶養義務調査の中で、助成はないのかということ、例えば源泉徴収票や休職・給与証明書の提出、こういうものを行っていないのかということをお尋ねしたい。

また、扶養義務の履行についてという文書を発行しているわけで、この中で、扶養義務者による扶養は生活保護法による保護に優先して行われるというふうに書いてあるんです。そうすると、扶養義務がなければ生活保護を受けられないというふうに誤解をしてしまうという内容も見ますけれども、この文書は変える必要があるんじゃないか。要するに、扶養義務の履行がなくても生活保護はできる、これは実際受給できているわけですから、そういうふうな文書を改める必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○須田委員長 櫻井課長。

〔発言する者あり〕

○櫻井生活福祉課長 御質問にお答えいたします。

資料の提出につきましては、保護の実施要領の中で、扶養義務者の職業、収入及び社会保険の加入状況等の把握に努めることとされておりますので、あくまでも提出が可能な方に対してお願いしているところであります、強要しているものではございません。

また、文書等につきましては今後検討してまいりたいと思っております。

○須田委員長 中庭委員。

[発言する者あり]

○中庭委員 次に……

[「質問をやれ、質問を」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 生活保護利用世帯の……

[「行革だよ、行革」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 子どもの貧困をなくすということで、高校生のアルバイト、要するに、生活保護を利用している高校生のアルバイトについては、これは収入認定除外になっているわけでありまして。例えばこの専門学校の卒業専門学校、あるいは大学への進学、そのための必要な経費、就職のための運転免許証の取得のため、そういう費用は積み立てた場合、収入認定除外になっているわけですがけれども、水戸市の場合、これはどんなふうな状況になっているのか。要するに、生活保護を利用している高校生でアルバイトしている人数とアルバイトの収入が認定除外になっている人数について……

[「それは行革の質問じゃあんめえよ、それは」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 お答えいただきたい。そして、収入認定除外の理由についてもお答えいただきたいと思います。

○須田委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

高校生のアルバイト単位の取り扱いについてでございますが、収入認定除外される経費がかかる場合はアルバイト収入の全部、または同収入認定から除外して、その経費に充てていただくこととなっております。

現在アルバイトをしている高校生33名のうち、12名に対して収入認定除外の取り扱いをしているところでございます。収入認定除外していない主な理由といたしましては、アルバイト収入が少額なため……

[「そんなの個別の話聞くのけ、この委員会」と呼ぶ者あり]

○櫻井生活福祉課長 基礎控除との未成年者控除で全て控除されてしまう場合、また、収入認定除外となる経費がかかっていない場合がございます。

以上でございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 出された資料を見ますと、14の方が認定除外を受けていないというふうに書いてありましたね。要するに、今出た以外に14の方が高校生のアルバイトの場合、その専門学校の入学金だとか、大学進学のための入学金の準備額、そういうものは除外されているということになっているんです。除外することができるというんですけども、除外されていないのは何で除外されていないのかということで、私はやっぱり説明が足りないんじゃないか、きちんとした徹底したものがされていないんじゃないかというふうに思いますけれども、ここに「高校生の皆さんへ」という福祉事務所からのお知らせというのがあります。この中に明確に修学旅行の積立金、それから大学進学のための諸経費、自動車運転免許証の費用というものがちゃんと書かれてあるわけですね。これが徹底されていないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○須田委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

収入認定除外の取り扱いをしていない高校生のうち14人につきましては、高校卒業後の進路が具体的に決まっておらず、現時点で収入認定除外となる経費の必要性が生じていない場合、また、これまで収入認定除外を取り扱いをしていたものの、既に必要な経費の積み立てを完了しまして、目的を達成している場合などでございます。

周知方法につきましては、ケースワーカーが家庭訪問した際に先ほどのチラシを配布して、説明をあわせてしているところでございます。

以上でございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 今政府は子どもの貧困をなくそうと、貧困の連鎖をなくそうと取り組まれていますよね。そして、法律も子どもの貧困をなくす法律もできているという中で、この経費として認定除外できる項目として、学習塾に相当する額とか、それからさっきも話したけれども、自動車運転免許証の取得の費用、こういうものがきちんと高校生のアルバイトの中から認定除外をされれば、将来の貧困の連鎖の拡大につながらないというふうに思うんです。私はその宣伝、努力、PRが足りないというふうに思うので、これは徹底してやっていきたいと思うんですけれども、こういう文書はちゃんと高校生まで行っているんですか。それとも親まで行っているんですか。もしこの収入認定除外を受けなければ全額返還なんですよ。働いた分全額返還。そして、不正受給にまでなってしまうんです。そういうことが理解されていない場合ね。せっかく高校生が働いても、全額これは水戸市に返還ということになってしまうので、私はこれはもっと徹底してやる必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○須田委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

周知方法につきましては、基本的にその家庭訪問をした際の周知になりますので、お子さんが学校に行っていない場合もでございます。そういった場合につきましては、両親、お父さん、お母さんのほうにも御説明をして、お子さんにもきちんと伝えていただくようお願いしているところでございます。あわせて、その不正受給につながるということもございますので、先ほどのチラシをもとに、こういった場合であれば高校生の場合は収入認定除外の要件があるということで丁寧に説明しているところでございますが、それにつきましては引き続き、丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 次に、介護保険の問題についてちょっと質問したいと思うんですけれども、介護保険の利用料の軽減なんですけれども、水戸市の介護保険料は基準額が月5,900円ということで、県内で2番目に高い……

〔「高い安いは行革じゃないんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 その中で水戸市は介護保険の事務準備基金ということがあります。これは昨年度は幾らあるのかと。これを活用して保険等の引き下げができないのかということについて質問したいと思います。

○須田委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 中庭委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、昨年度末の基金の残高でございます。請求のありました資料の73ページをお開きください。上の段の①のほうですね、5年間の推移の中で平成30年度に書いてある5億228万6,771円でございます。こちらの基金を投入して、保険料を安くしたらどうかというような御提案だと思えますけれども、現在の基金につきましては、平成29年度に積み増しを行ったものでございます。これは平成30年度から3カ年の介護保険料の財源として充てるものでございますので、次の保険料引き下げとか、そういう話になりますと、来年度がちょうどまた介護保険料算定の検討する年に当たっておりますので、そのときにまた基金の活用については適切に判断してまいりたいと考えております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 介護保険料というのは年金からの納付になってしまうということで、本当にそういう点では少ない年金から大変な保険料を払っていて、負担が大変だという意見が出されております。そしてまた、この基金の残高も平成27年には約1億6,500万円だったんですよね。これが平成28年には約3億211万円、平成29年には約5億2,000万円ということで、これは毎年増えているということで、そういう点では私はやっぱり高齢者の皆さん、今、消費税も増額になっている、年金も上がらなくなっている。そして、本当に節約に節約を重ねている中で、保険料はどんどん上がっているという中ですから、ぜひこの保険料についてはやっぱり引き下げを、値下げを行うべきではないかと思うんですが、そういう高齢者の生活実態から見て、県内で2番目に高い保険料を下げるという考えはないのかお答えいただきたい。

○須田委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 介護保険料は3年に一度改定がありまして、未来3年につなぐ給付費をそのときにいらっしゃる65歳以上の方の人数で頭割りして算定するものでございますので、それがちょっと確実に下がるかどうかというのは、また算定するときに基金の状況なども把握しながらでないといけませんので、そのときに適切に判断してまいりたいと思います。

○須田委員長 中庭委員。

[発言する者あり]

○中庭委員 要するに、高齢者が特別養護老人ホーム、グループホームなどに入居する場合、大体月15万円程度の利用料がかかります。その場合、低所得の高齢者でも入居できるようにということで、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度というのがあります。そういう点ではこの制度を利用している方、それから補助額というのが幾らなのかお答えいただきたい。

○須田委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 先ほど御説明した資料と同じページでございますが、73ページの下段の②に過去5年間の利用者数、軽減を受けることができるという確認証を取られた方の人数と、あと実際に水戸市から支給した補助金でございます。平成30年度につきましては、ごらんとおり表の一番下の59名、確認証が発行されておまして、補助額としては9万2,158円でございます。

以上でございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 利用件数は59件で補助額がわずか9万2,158円で、そうすると1件当たりの水戸市の補

助額は1,562円ということで、極めて少ないんですね。何でこんなに少ないんですか。これはやっぱり今特養に入りたけれども非常に利用料が高くてなかなか入れないという場合もありますけれども、何でこんなに低いのか。

○須田委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 こちらの社会福祉法人によります利用者負担軽減制度につきましては、国の制度に基づき運用させております。こちら、一定金額は社会福祉法人の負担で、社会福祉法人の社会的な役割を鑑みまして、一定金額は社会福祉法人の負担、残り半分なんです、そちらは国、県、市で補助するというような制度でございまして、実際のところ、軽減を受けた方は平成30年度につきましては46名いらっしゃいまして、現場では143万円ほど減額がされているという実態でございます。

以上でございます。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 わかりました。

この軽減制度をもっと拡充していただいて、低所得者の方も特養だとかグループホームに入れるようにぜひ改善していただきたい。

次に、収納率の向上の問題ですけれども、市税の徴収のことなんです、市税の差し押さえの件数は平成28年度が875件、平成29年度が918件、平成30年度が1,998件ということで、この3年間で1.5倍にふえました。件数も423件ふえたんです。特にふえたのは年金や給料などの差し押さえ、これがふえているということなんですけれども、これがふえている理由というのは何なのかお答えいただきたい。

〔「あっても払わない」「何だよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 それから2つ目は……

〔「あっても払わないから、金は押さえられるんだ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 失業してしまった人からも……

〔「ないから押さえられない」「そうだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 差し押さえを行うという……

〔「ない人は納税はできんめい」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 これはなぜなの、どういうこと……

〔「なぜなのって、あっても払わないんだから」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 生活ができなくなってしまうという方もいらっしゃるのに、そこからも差し押さえをするという例もあるんですけれども、これはどうなのかお答えください。

〔「なかったら押さえられないよね」と呼ぶ者あり〕

○須田委員長 佐々木収税課長。

〔「あっても払わないから押さえられちゃうんだよ」と呼ぶ者あり〕

○佐々木収税課長 中庭委員の御質問についてお答えいたします。

納期限が経過した市税につきましては、督促、納付催告、差し押さえ予告などを段階的に進めており、その中で納税相談についても促しております。しかしながら、納税相談も納付もない場合には、法律により差

し押さえが認められている財産分が判明した者につきまして滞納処分を執行するなど、法令に基づき適切に対処しているところでございます。

この差し押さえにつきましては、地方税法や特別徴収の折に督促状を発送して10日を経過した後においても完納されない場合には財産を差し押さえなければならないと規定されており、財産がありながら納税しない方を放置することは多くの市民の不公平感を生み、ひいては行政の信頼を失うことになると考えております。

なお、給与及び年金の差し押さえにつきましては、国税徴収法の第76条、第77条により、給与及び年金の差し押さえ禁止が定められておりますので、これを超える部分の金額において対応しているところでございます。

また、差し押さえ件数の増加につきましては、近年、財産調査等を徹底して行っておりますので、その結果ということになります。

○須田委員長 中庭委員。

〔「いろいろ事情があるから、納税相談はよく乗ってください」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 差し押さえのために結局生活が困窮してしまう、生活ができなくなってしまうということについて、私は国の総務省に聞いてみたんですよ。国会議員も一緒に同席していただいて……

〔「じゃ、国会議員になっちゃったらいかっぺよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 そして聞いてみたんですけども、やっぱり生活が困窮してしまうような差し押さえというのはやめるべきだと、これは行ってはならないというのが国の方針でもありました。だから私は、そういう点では生活実態に合った納税の仕方、分割納入も含め、差し押さえありきではなくて、やはりその人の生活をどう立て直していくのかということとぜひこの問題については当たっていただきたいと思います。

それとあと時間が9分しかないので、次に、学校給食費の徴収についてなんですけれども、学校給食、児童手当から滞納した学校給食費を徴収した件数、それから、児童手当から徴収した中に就学援助が適用となる世帯がどのくらいあるのかと、何件あるのかというこの2つについて答弁をお願いします。

○須田委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

学校給食の児童手当からの申し出徴収の実績につきましては、平成31年度現在で1,321人でございます。

給食費の徴収につきましては、児童手当法21条の受給資格者の児童手当の支給をする際に、申し出に係る給食費等の費用を徴収することができる旨の規定に基づきまして、納め忘れなどにより未納が生じた際には徴収方法の一つとして、保護者からの申し出徴収を行っております。

委員御質問の学校給食費の滞納者に対する就学援助の案内の働きかけにつきましては、就学援助制度の目的や申請方法などについて周知するため、全ての保護者に対して学校を通じて就学援助制度のお知らせを配布するとともに、「広報みと」、市ホームページへの記事等の掲載を行っております。滞納者に対しては、電話による納付相談や臨戸訪問をした際に就学援助制度の案内を随時行っております。

次に、児童手当を徴収している保護者のうち、就学援助の対象になる潜在的な保護者についてですが、就

学援助はまず認定申請書を提出していただき、その申請内容を審査して認定の有無を判断することとなりますが、世帯の収受額や児童扶養手当の支給状況の変化、世帯の生計を主に維持している方が病気などで長時間働けなくなった場合など、年度内においても著しく経済状況が変わることもありますので、潜在的な就学援助の対象者を把握することは困難な状況でございます。

就学援助は、保護者の申請に基づき認定するものであり、申請者以外の収入状況等の把握はできませんことから、学校と情報を共有しながら滞納者に対する納付相談等を通じて就学援助制度の周知に努めているところでございます。御理解をお願いします。

○須田委員長 それでは、中庭委員。

○中庭委員 就学援助に該当する数はわからないということを言っていますけれども、子どもの貧困率というのは政府が発表した中でも7人に1人が子どもの貧困に陥っていると。水戸市の全児童は調べてみますと、1万9,851人おりますから、これから見ると2,800人程度が貧困に陥っていると考えられます。昨年度児童手当から徴収した人数というのは、これを見ますと936人ということでありますから、この936人の中に本来ならば就学援助に該当する方っていらっしやったと思うんですよ。ですからやはり私は、就学援助をどうPRしていくかということと、もう一つは、学校給食費を徴収するに当たって申出書を出してもらい、市に出してもらっていますけれども、その中に就学援助という制度がありますので利用してくださいというのを書いていないんですよ。書いていないんです。だから、そういう点で私は就学援助の適用、それからやっぱりPRが足りないというこの1点なので、これをもっと強める必要があるんじゃないかという点が再質問の1点。

それから第2点は、県内、児童手当から学校給食費を徴収しているのは、私は文科省に直接聞きましたら、全国で……

〔「委員会でやれよ、そういうの」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 県内でも44市町村のうち、児童手当から徴収していないのは15市町村もあるわけですね。ですから、そういう点では子どもの貧困を加速するような児童手当からの給食費の徴収をやめるべきじゃないかと思うんですけれども、この2点についてお答えいただきたい。

○須田委員長 大和課長。

○大和学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えします。

就学援助制度の周知についてでございますが、保護者に対する周知につきましては、毎年4月に市内の小中学校、義務教育学校を通じて、全ての保護者に就学援助制度のお知らせを配布し、周知に努めております。さらに、小学校へ入学予定の保護者につきましては、各学校で毎年秋に実施されております就学時健康診断と、あと入学説明会の2回、それぞれにおいて就学援助制度を周知しているところでございます。また、市のホームページや「広報みと」などにおいても掲載しておりまして、各学校においても家庭訪問等により児童、生徒の家庭の生活状況を把握するほか、日頃から支援が必要かと思われる家庭については、入学後においてもその都度就学援助を案内しております。

あと、2つ目の御質問ですが、児童手当からの申し出の徴収につきましては、県内の市町村で59%以上の市町村が実施しておりますので、年々拡大の方向にあります。さらに続けていきたいと思っております。

[発言する者あり]

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 市営住宅の家賃の減免なんですけれども、先ほど示された資料では1,200件が……

[発言する者あり]

○中庭委員 しかし実際には698世帯しか減免になっていないということなので、これはやっぱりもっと徹底して、500件近くが受けられる、資格がありながら受けていないということにもなると思うんですけれども、どんなふうな宣伝をしているのかお答えいただきたいと思います。

○須田委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 減免制度の案内につきましては、基本的に本人からの申し出により審査をしまして、減免の対象としております。

○須田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと最後に、民間活力活用の推進なんですけれども、特にごみ収集業務、それから学校給食調理員の民間委託を進めておりますけれども、ごみ収集については21人の方が臨時職員として働いているという実態があります。また、学校給食費も全体は10校について民間委託が進められているということなので、これについてはぜひ民間委託は中止していただきたいということで、私の質問は終わります。答弁はお願いいたします。

○須田委員長 齋藤参事兼清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 現在直営で行っております燃えないごみ等の収集運搬業務につきましては、その一部を民間活力の活用を図ることについて、水戸市職員組合で協議を進めてきたところであります。その結果、臨時職員を削減し、令和2年4月1日からごみ収集業務の一部委託化を行うこととしたものでございます。

○須田委員長 それでは、ただいまの中庭委員の質問に対して、関連する質疑があれば発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○須田委員長 以上で、中庭委員の通告に対する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の質疑はこの程度をもって終了し、明日、引き続き質疑を行ってまいりたいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の特別委員会を散会します。

お疲れさまでした。

午後 2時40分 散会